

# 平成 23 年度に係る業務実績報告書

平成 24 年 6 月

地方独立行政法人京都市立病院機構

## 1 現況（平成23年4月1日現在）

(1) 法人名  
地方独立行政法人京都市立病院機構

(2) 主たる事務所  
京都市中京区壬生東高田町1番地の2

(3) 法人成立の年月日  
平成23年4月1日

## (4) 役員の状況

役職名	氏名	備考
理事	理事長 内藤 和世	京都市立病院 院長
	森本 泰介	京都市立病院 副院長
	新谷 弘幸	京都市立病院 副院長
	棚橋 一博	京都市立病院機構 経営企画局長
	桑原 安江	京都市立病院 看護部長
	位高 光司	日新電機株式会社 特別顧問 京都経営者協会会长
	山本 壮太	元N H K京都放送局長 古典の日推進委員会ジェネラルプロデューサー
	小西 哲郎	国立病院機構宇多野病院 院長
監事	木村 晴恵	社会福祉法人洛東園理事 (社)日本介護福祉士会副会長
	長谷川 佐喜男	公認会計士
	中島 俊則	弁護士

## (5) 法人が設置及び管理を行う病院等

## ア 病院

病院名	所在地	病床数
京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1番地の2	一般病床：528床 結核病床：12床 感染症病床：8床
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷3番地	一般病床：38床

## イ 診療所

診療所名	所在地
京都市黒田診療所	京都市右京区京北宮町宮野80番地の1
京都市山国診療所	京都市右京区京北塔町宮ノ前32番地
京都市細野診療所	京都市右京区京北細野町東ノ垣内10番地の2
京都市宇津診療所	京都市右京区京北中地町蛸谷口90番地

## ウ 介護老人保健施設

施設名	所在地	規模
京都市京北介護老人保健施設	京都市右京区京北下中町鳥谷3番地	29床

## (6) 職員数

区分	職員数
京都市立病院機構経営企画局	18人
京都市立病院	747人
京都市立京北病院	44人
合計	809人

注1 休職者を含まない。

注2 非常勤嘱託員及び有期雇用職員（専攻医及び研修医を除く。）並びに臨時の任用職員及びアルバイトを含まない。

注3 京都市への人事交流職員を含む。

注4 職員を兼ねる役員を含む。

注5 京都市からの派遣職員（再任用職員を含む。）を含む。

## 2 基本的な目標等

地方独立行政法人京都市立病院機構は、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市民の健康の保持に寄与すべく、京都市長から指示された中期目標を達成する。

## 3 理念・憲章

### 京都市立病院理念

信頼され、安心できる、心のこもった医療を市民に提供します。

### 京都市立病院憲章

京都市立病院は、市民の健康を支える病院として、

- 患者中心の医療サービスを提供します。
- 倫理・知識・技術に支えられたチーム医療を進めます。
- 地域の医療機関との緊密な連携を図ります。
- 働きがいのある職場づくりを目指します。
- 健全で自立した病院経営に努めます。

### 京都市立京北病院理念

良質で安全な医療を提供し、信頼と安心の病院であり続けます。

### 京都市立京北病院憲章

京都市立京北病院は、地域の皆さんの健康を支えるため、

- 良質で安全な医療を提供します。
- 患者様や市民の皆様に対して情報公開を進めます。
- 病院職員と気持の交流のある、心が安らぐ病院環境をつくります。
- バランスの取れた経営意識を持って病院を運営します。

## 法人運営の総括と課題等

## 1 総括

平成23年4月、京都市立病院（以下「市立病院」という。）、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）は、地方独立行政法人京都市立病院機構の下、新たなスタートを切った。法人に移行して初年度となる平成23年度は、法人の定款に基づき理事会を設置したほか、組織体制の整備や法人の業務運営を規律する各種規程の制定など、京都市から独立した法人として、より自律的かつ弾力的な病院経営を実現するための基盤整備を行った。

法人設立に伴い、新たに理事長、理事及び監事からなる役員体制を構築し、理事会における幅広い専門的な意見を反映しながら、法人の経営方針や各種施策の実施、規程の制定・改廃等について審議を行うことにより、法人の意思決定を慎重かつ適切に行い、法人運営の透明性の向上を図った。

また、市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を目指し、法人全体の経営管理を行う部署として、経営企画局を新たに設置し、経営企画、経理、人事労務及び調達機能を集約した。

市立病院の組織においては、医療安全の推進を図るために医療安全推進室の体制を整備したほか、診療情報管理業務の充実を図るために診療情報管理室を設置するなど、体制の充実・強化を行った。

京北病院においては、新たに常勤医師を配置し、地域医療を担う診療機能の強化を図った。同病院では、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、従来の療養病床を転換して、平成23年4月に京北介護老人保健施設を開設するとともに、同年10月には、在宅で生活する要支援・要介護の認定を受けた高齢者の生活機能の向上を図り、日常生活の自立を支援するため、通所リハビリテーション事業を開始した。そのほか、地域のかかりつけ医と連携し、在宅療養中の患者を支える「京都府在宅療養あんしん病院」の指定を受けるなど、京北地域における医療や介護、福祉を総合的に提供する地域包括ケアの拠点としての機能の強化を図った。

また、職員の定数管理や採用、勤務条件等について、地方自治法等による制約がなくなったため、地方独立行政法人制度の特徴を生かし、医師や看護師をはじめとする職員の時機に応じた増員に取り組んだほか、医療ソーシャルワーカー（MSW）や言語聴覚士を初めて採用するなど、採用職種の決定を弾力的に行った。

収益的収支の面においては、法人全体としては、経常収支での単年度黒字を達成した。市立病院では、救急搬送の積極的な受入れ、紹介・逆紹介の地域医療連携の取組強化により、入院患者数が大幅に増加するとともに、入院・外来の診療報酬単価が上昇したことなどから、入院・外来共に収益が好調であり、経常収支での単年度黒字を達成した。一方、京北病院では、常勤医師の増員による診療機能の強化により、入院収益が大幅に改善したほか、計画目標には達しなかったものの、外来収益が改善したほか、介護老人保健施設の着実な運営に努めたことなどにより、平成22年度決算に比べ、赤字幅を大幅に圧縮することができた。

（単位：百万円）

区分	法人全体	京都市立病院	京都市立京北病院
営業収益	13,793	13,007	786
営業外収益	912	873	39
計	14,705	13,880	825
営業費用	13,783	12,956	827
営業外費用	413	381	32
計	14,196	13,337	859
経常損益	509	543	△ 34
臨時損失	△ 2	△ 2	0
純損益	507	541	△ 34

## 2 課題、今後の取組

市立病院においては、政策医療の拠点として、また、高度急性期医療を提供する地域の中核病院として、その役割を果たすことが求められていることから、高次救急医療体制の拡充など、更なる医療機能の充実・強化を図る市立病院整備運営事業の着実な推進を図るとともに、診療部門の配置再編や一部センター化など、現在、建設が進められている新館における診療開始に向けた運営準備を進めていく。

京北病院においては、地域包括ケアの拠点として、訪問診療や訪問看護の充実を図り、医療、介護、福祉のサービスを、患者の状況に応じて切れ目なく提供する役割を的確に果たしていくとともに、地域に開かれた病院を目指すため、一層の情報発信、地域への積極的な参加に取り組む。また、医師の確保をはじめ適切な診療体制を確保する中で、赤字幅を圧縮し、収支均衡を目指す。

法人総体としては、引き続き、少子高齢化の進展や医療技術の進歩をはじめとした医療を取り巻く環境の変化や患者のニーズ等に機敏かつ柔軟に対応できる自律的、弾力的な経営、病院事業の一層効率的な運営を行い、引き続き、財務の健全性を確保していく。そのため、職員の専門性の維持・向上に向け、教育・研修内容の充実を図りつつ、計画的に人材を育成していくとともに、職員がその能力を十分に発揮できるよう、処遇改善や勤務体系の見直しなどを適宜行うなど、働きやすい環境づくりに取り組む。

これらの取組により、京都市長からの業務運営に関する指示である中期目標の達成に向け、感染症に係る医療、災害時における医療等公共上の見地から必要な医療をはじめ、市民の生命と健康を守るために必要な医療を、長期的、安定的に提供する公共的な役割を担いつつ、患者の視点を優先した医療及びサービスの提供に取り組むことで、市民に信頼される病院づくりを進めていく。

## 項目別の状況

## 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 市立病院が提供するサービス

## (1) 感染症医療

中期目標	前身である伝染病院の時代からの長き伝統の上に立ち、平成21年の新型インフルエンザ発生時には、いち早く発熱外来を開設するとともに、初期には市内の大部分の患者の診療を担った。この経験と実績を踏まえ、国際観光都市でもある京都市において、既存の感染症のみならず、新型インフルエンザなどその発生が市民のいのちと健康はもとより市民生活全般や都市機能にも大きな影響をもたらす新たな感染症について、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れるとともに、新館1階に感染症外来を設置し、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備える。	ア 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れるとともに、市立病院整備運営事業により建設する新館等について、次の事項を盛り込んだ実施設計を確定させる。なお、新館が完成するまでの間は、必要なときに感染症外来を設置できるよう仮設診療棟を引き続き維持し、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備える。 ① 感染症外来の設置（新館1階） ② 感染症外来入口から感染症病床へ直結する専用エレベーターの設置 ③ 感染症病床における気流制御（病室は陰圧、スタッフステーションは陽圧）の実施及び専用の空調設備、排水設備の設置 ④ 感染症情報の管理、院内感染対策の管理を行う感染管理センター（仮称）の設置	ア 京都市の第二種感染症指定医療機関の中で、唯一、感染症病床（8床）を有している病院として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な二類感染症患者の受入れを行った。 また、市立病院整備運営事業により建設する新館等において、①感染症外来の設置、②感染症外来入口から、感染症病棟へ直結する専用エレベーターの設置、③感染症病床における気流制御の実施及び専用の空調設備、排水設備の設置を計画している。平成23年5月に、計画に掲げる機能を備えた実施設計を完了した。  イ なお、新館が完成するまでの間に、新型インフルエンザ等の新型感染症が発生した場合、直ちに感染症外来を設置し、患者を受け入れられるよう仮設診療棟を維持している。  ウ 感染管理体制については、感染症内科の体制の強化（計3名）を図るとともに、新たに、感染管理センターの前身として、感染症対策室を設置し、感染管理に対する報告会や対策・指導の検討などを行っている。また、感染管理認定看護師を専従化し、院内感染に対する対策など、感染症に対する全体管理ができる体制を整えた。検査試薬や、抗インフルエンザ薬、インフルエンザワクチンなどについても適正に確保しており、新型感染症流行時に迅速に必要な診療を行う体制を整備している。	1	B			
イ 強毒性の新型インフルエンザ等の発生時には、入院治療を行う専門病院として患者を受け入れ、京都市内において中核的な役割を果たす。	イ 強毒性の新型インフルエンザ等の発生時には、入院治療を行う専門病院として患者を受け入れ、京都市内において中核的な役割を果たす。						
ウ 新型感染症などが発生した場合に対応できる医師や看護師等の専門職員を確保するとともに、検査試薬や医薬品、予防接種ワクチンなどについて十分な数量の確保に努め、その流行時には、平成21年の新型インフルエンザ発生時の経験と実績を生かし、迅速に必要な診療を行う。	ウ 新型感染症などが発生した場合に対応できる医師や看護師等の専門職員を確保するとともに、検査試薬や医薬品、予防接種ワクチンなどについて十分な数量の確保に努め、その流行時には、平成21年の新型インフルエンザ発生時の経験と実績を生かし、迅速に必要な診療を行う。						

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(2) 大規模災害・事故対策

中期目標	地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。また、十分な訓練を行い、京都市地域防災計画に基づき必要な対応を迅速に行うこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 耐震性能に課題のある北館については、免震構造の新館に建て替えることにより、大規模災害時にも、患者の安全の確保に万全を期すとともに、診療機能の維持等を図る。  災害現場や他の医療機関からの搬送を行ふために、新館屋上にヘリポートを整備する。  また、備蓄倉庫を拡充し（70m <sup>2</sup> ⇒約150m <sup>2</sup> ）、大規模な災害や事故の発生に備える。	ア 新館等について、免震構造の採用、ヘリポートの設置、備蓄倉庫の拡充など、大規模な災害・事故に備えた機能を盛り込んだ実施設計を確定させる。  イ 京都市地域防災計画に従い迅速に救護班を編成し、救護所を設置することができるよう、院内はもとより、京都市との連携の下、院外での訓練や研修に積極的に参加するとともに、緊急時に職員が迅速に参集することができるよう、病院敷地内に建て替えを行う職員用の宿舎について実施設計を確定させる。  また、市外における大規模災害の発生時に援助要請に応えられるよう、災害医療派遣チーム（DMAT）の充実を図るとともに、院外・院内での訓練・研修に積極的に参加する。	ア 市立病院も指定を受けている災害拠点病院では、24時間の緊急対応や災害現場への医療救護班（災害派遣医療チームDMAT）の派遣のほか、耐震（免震）構造やヘリポートの確保、緊急入院・外来のスペース確保、備蓄薬品・食料の確保及びそのための倉庫の設置などの要件が定められている。そのため、災害発生時でも医療機能を維持できる施設となるよう、平成25年の春から稼働予定の新館については、免震構造の採用、ヘリポートの設置、備蓄倉庫の拡充など、大規模な災害・事故に備えた機能を新たに設けることを計画しており、その実施設計を完了した。  イ また、京都市地域防災計画においては、迅速な救護班の編成、救護所の設置等の役割が求められており、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、京都市立病院防災計画に基づき、院内訓練として、透析室や手術室、病棟等での院内避難訓練や防災訓練を実施するとともに、院外訓練として、京都市をはじめとする各関連団体との連携の下、近畿二府七県合同防災訓練（10月30日）、京都府緊急災害医療チーム等訓練（11月12日～13日）及び京都府複合災害対応訓練（2月19日）に積極的に参加した。 一方で、市外における大規模災害の発生時に援助要請に応えられるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）については、新たに5名の隊員登録を完了し、体制が充実したことから、計3チームの編成が可能となった。	1	B			

## 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 市立病院が提供するサービス

### (3) 救急医療

ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、より多くの救急搬送を受け入れ、365日24時間入院を必要とする患者に円滑に対応すること。

イ 市立病院整備運営事業により建設する新棟において飛躍的に充実する救急医療機能を遺憾なく発揮できるよう、医師等の人的資源を確保し、三次救急医療を担う救命救急センターを補完する役割を担うこと。

ウ 小児救急医療については、365日24時間小児科医師を配置し、患者を受け入れてきた。この実績を踏まえ、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要とする小児を積極的に受け入れること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価																			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等																	
ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、引き続き、365日24時間救急医療を提供し、入院を受け入れるとともに、可能な限り、救急搬送の受入れを行う。	ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、引き続き、365日24時間救急医療を提供し、入院を受け入れるとともに、可能な限り、救急搬送の受入れを行う。	ア 救急告示病院（第2次救急医療機関）である京都市立病院は、救急専用病床34床、重症救急患者受け入れのためICU病床6床を運用しており、診療科においては6系列の当直体制を整えている。看護師は、夜間には常時5人体制をとるとともに、救急外来では準夜勤3人、深夜勤2人で対応するなど、可能な限り救急搬送を受け入れている。																						
【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	イ また、新館においては、救命救急部門の拡張や手術室の増設、ヘリポートの設置など、救急機能の拡充を計画しており、その実施設計を完了した。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度実績</th> <th>平成26年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急車搬送受入れ患者数</td> <td>3,095人</td> <td>4,000人</td> </tr> <tr> <td>救急車搬送受入れ率</td> <td>85.7%</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成21年度実績	平成26年度目標	救急車搬送受入れ患者数	3,095人	4,000人	救急車搬送受入れ率	85.7%	92.0%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度実績</th> <th>平成23年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急車搬送受入れ患者数</td> <td>3,095人</td> <td>3,850人</td> </tr> <tr> <td>救急車搬送受入れ率</td> <td>85.7%</td> <td>90.0%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成21年度実績	平成23年度目標	救急車搬送受入れ患者数	3,095人	3,850人	救急車搬送受入れ率	85.7%	90.0%	ウ 救急患者の受入れの運用強化に向け、平成23年12月から、休日の看護師の日勤体制を3名から4名とするなど、体制の整備を図った。また、体制の強化に向け、救急看護に対する専門知識の充実に向けて救急看護認定看護師教育課程に1名派遣し、修了した。				
項目	平成21年度実績	平成26年度目標																						
救急車搬送受入れ患者数	3,095人	4,000人																						
救急車搬送受入れ率	85.7%	92.0%																						
項目	平成21年度実績	平成23年度目標																						
救急車搬送受入れ患者数	3,095人	3,850人																						
救急車搬送受入れ率	85.7%	90.0%																						
イ (ア) 市立病院整備運営事業により建設する新館において、次のように施設面で充実を図る。	イ 新館について、次の事項を盛り込んだ実施設計を確定させる。	これら、救急機能の強化に向けた取組を行った結果、平成23年度は、救急車搬送受入れ率が82.0%と、手術室などの設備、体制面等の課題から、年度目標（90.0%）を下回る結果となったものの、救急車搬送受入れ患者数については、4,777人と、年度目標（3,850人）を大きく上回る結果となった。	1	B																				
① 救命救急部門の拡張 (約200m <sup>2</sup> →約800m <sup>2</sup> )	① 救命救急部門の拡張 (約200m <sup>2</sup> →約800m <sup>2</sup> )	さらに、平成24年度診療報酬改定において、院内トリアージ実施料が新設されたこととなったため、病院として積極的に研修会を実施しトレーニングを重ねた結果、平成24年4月1日から院内トリアージが実施できることとなった。																						
② 専用処置室の確保 (兼用3室→専用3室)	② 専用処置室の確保 (兼用3室→専用3室)																							
③ 専用診察室の確保 (兼用3室→専用4室)	③ 専用診察室の確保 (兼用3室→専用4室)																							
④ 救急病床（8床）を併設した救急部門の設置	④ 救急病床（8床）を併設した救急部門の設置																							
⑤ 手術室の増設（7室→10室）	⑤ 手術室の増設（7室→10室）																							
⑥ 集中治療室の増床（6床→10床）	⑥ 集中治療室の増床（6床→10床）																							
⑦ ヘリポートの整備	⑦ ヘリポートの整備																							
(イ) 救急専任医師の増員をはじめ、必要な職員体制の確保を図る。	ウ 小児救急医療については、引き続き365日24時間小児科医師を配置し、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下、入院を必要とする小児を可能な限り受け入れる。																							
(ウ) 施設面及び必要な人員の確保により、地域救命救急センターの指定を目指す。																								
ウ 小児救急医療については、引き続き365日24時間小児科医師を配置し、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下、入院を必要とする小児を可能な限り受け入れる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成22年度実績</th> <th>平成23年度実績 ( ) は年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急車搬送受入れ患者数</td> <td>3,843人</td> <td>4,777人 (3,850人)</td> </tr> <tr> <td>救急車搬送受入れ率</td> <td>86.8%</td> <td>82.0% (90.0%)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標	救急車搬送受入れ患者数	3,843人	4,777人 (3,850人)	救急車搬送受入れ率	86.8%	82.0% (90.0%)														
項目	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標																						
救急車搬送受入れ患者数	3,843人	4,777人 (3,850人)																						
救急車搬送受入れ率	86.8%	82.0% (90.0%)																						
	【参考】																							
	○小児救急入院取扱件数 784人（732人）																							
	※ ( ) 内は平成22年度実績																							

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(4) 周産期医療

中期目標	京都府内の周産期医療システムの一翼を担う地域周産期母子医療センターとして、関係機関との役割分担を踏まえ、合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送も受け入れること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送を受け入れる。  新館整備時においては、現在の未熟児室と比較して、より高度な医療を提供することができ、かつ、より多くの患者に対応することができる新生児特定集中治療室（以下「NICU」という。）及び新生児治療回復室（以下「GCU」という。）を設置する。  現 状 未熟児室10床 新館整備後 NICU 6床, GCU 12床	合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送を受け入れる。  現在の未熟児室と比較して、より高度な医療を提供することができ、かつ、より多くの患者に対応することができる新生児特定集中治療室（以下「NICU」という。）及び新生児治療回復室（以下「GCU」という。）を新館に設置することを盛り込んだ実施設計を確定させる。  現 状 未熟児室10床 新館整備後 NICU 6床, GCU 12床	地域周産期母子医療センターである市立病院は、未熟児室10床を備え、新生児の治療やハイリスク分娩などの対応を積極的に行っている。また、新館においては、新生児特定集中治療室（NICU）及び新生児治療回復室（GCU）の設置など、機能を拡充することを予定しており、その実施設計を完了した。  平成23年度は、正常分娩のみならず、より困難な分娩（合併症妊娠やハイリスク妊娠）にも積極的に対応し、母子とも安全な分娩管理を行うため、産婦人科医と小児科医が、症例件数等の報告や個別症例に対する意見交換などを行う周産期カンファレンスを定期的に実施した。  また、快適で安全な妊娠期間を過ごし、より楽なお産ができるよう、妊娠中の日常生活の注意点などをレクチャーする母親教室（父親も参加可能）を3回にわたり行ったほか、助産師による妊娠中又は産後の悩みなどの妊産婦相談を毎週開催した。  【参考】 ○分娩数 233件（186件） ○母体搬入 58件（44件） ○ハイリスク分娩 88件（67件） ○ハイリスク分娩率 37.8%（36.0%） ※（）内は平成22年度実績	1	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(5) 高度専門医療

中期目標	ア 地域医療支援病院としての取組 地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度急性期医療を担うこと。また、地域の医療従事者向けの研修を実施するなど、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価																											
		業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等																									
ア 地域医療支援病院としての取組 地域医療において中核的な高度急性期医療病院としてこれまで果たしてきた役割を踏まえ、新館整備により拡充する高度医療機能を十分に生かすことができるよう取組を進める。 また、地域の医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラム、地域医療連携カンファレンスを定期的に開催し、その他の研修会等についても充実を図る。	ア 地域医療支援病院としての取組 地域医療において中核的な高度急性期医療病院としてこれまで果たしてきた役割を踏まえ、高度医療機能の拡充を盛り込んだ新館等の実施設計を確定させる。 また、地域の医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラム、地域医療連携カンファレンスの定期的な開催を継続し、「顔の見える関係」の構築を推進する。コメディカル向けの研修会等についても、内容、回数の充実を図る。  【関連する数値目標】 (高度医療機能) <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>平成21年度実績</th><th>平成26年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>手術件数</td><td>4,033人</td><td>4,800人</td></tr></tbody></table> 【関連する数値目標】 (高度医療機能) <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>平成21年度実績</th><th>平成23年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>手術件数</td><td>4,033人</td><td>4,100人</td></tr></tbody></table> 【地域医療連携】 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>平成21年度実績</th><th>平成26年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>紹介率</td><td>42.2%</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>逆紹介率</td><td>68.0%</td><td>80.0%</td></tr><tr><td>地域連携クリティカルパス適用件数</td><td>47件</td><td>130件</td></tr></tbody></table>	項目	平成21年度実績	平成26年度目標	手術件数	4,033人	4,800人	項目	平成21年度実績	平成23年度目標	手術件数	4,033人	4,100人	項目	平成21年度実績	平成26年度目標	紹介率	42.2%	60.0%	逆紹介率	68.0%	80.0%	地域連携クリティカルパス適用件数	47件	130件	ア 地域医療支援病院としての取組 地域医療支援病院の取組として、紹介元の医療機関への返書の徹底、紹介患者の外来診察待ち時間の解消、検査事前予約窓口の一元化など、当院へ紹介していただきやすい環境整備を進めるとともに、市立病院周辺地域の診療所への訪問活動を実施した。また、医療機器等の共同利用については、登録医に対して、当院で実施している検査の案内を送るなど、積極的に周知を行うとともに、地域医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラムを2回、地域医療連携カンファレンスを10回開催し、「顔の見える関係」の構築を推進した。 また、市立病院の診療状況や機能を紹介する「京都市立病院診療概要」や、病院事業や登録医制度をお知らせする「連携だより」を発行し、情報提供することで、地域の医療機関等との連携の強化を図った。 これらの取組の結果、平成23年度の紹介率は、48.7%，逆紹介率は、84.4%となり、紹介率、逆紹介率共に、平成23年度目標を上回った。	1	B					
項目	平成21年度実績	平成26年度目標																															
手術件数	4,033人	4,800人																															
項目	平成21年度実績	平成23年度目標																															
手術件数	4,033人	4,100人																															
項目	平成21年度実績	平成26年度目標																															
紹介率	42.2%	60.0%																															
逆紹介率	68.0%	80.0%																															
地域連携クリティカルパス適用件数	47件	130件																															
 【参考】 ○地域医療フォーラム ・テーマ「大災害発生にどう対処するか」ほか（9月） 143人参加 うち院外72人 (147人参加 うち院外91人) ・テーマ「がん地域連携手帳の普及に向けて」ほか（2月） 128人参加 うち院外73人 (130人参加 うち院外82人)																																	

	<p>○地域医療連携カンファレンス 10回開催 151人参加 うち院外87人 (11回開催 174人参加 うち院外106人)</p> <p>○コメディカル向け研修会 24回開催 延べ619人参加 うち院外 227人 (30回開催 延べ925人参加 うち院外 389人)</p> <p>※ () 内は平成22年度実績</p>			
--	---	--	--	--

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(5) 高度専門医療

中期目標	イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組
	(ア) 検査機器の整備や病理診断の質の確保により、がんについて適切な診断を行うこと。また、最適な治療を行えるよう外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保すること。
	(イ) 放射線治療の分野においては、市内でも数少ない最新の機器による高精度体外照射、腔内照射をはじめとする幅広い手法による高い実績を生かし、これまで以上に充実したがん治療を行うこと。
	(ウ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関、地域の医療機関等との連携を強化することにより、京都市におけるがん診療の質の向上に貢献するとともに、京都市のがん予防の取組に必要な協力をを行うこと。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組 (ア) 新館整備に際し、P E T – C T の導入などにより画像診断部門の拡充を図る。 病理診断については、複数の病理医及び複数の細胞検査士を継続して配置し、引き続き、迅速かつ精度の高い診断を行っていく。 最適な治療を行えるよう外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保するため、新館整備に際し、次の事項に取り組む。 ① 手術室の増設（7室→10室）（再掲） 内視鏡下手術の割合を増加するなど、体への負担が少ない方法を積極的に選択する。 ② 外来化学療法室の拡充 10床→14床 ③ 造血幹細胞移植に対応した無菌室の充実 ・ 無菌ユニット 1床→2床 ・ 無菌室 0床→4床 ④ 緩和ケア病床の設置（10床新設） (イ) 放射線治療装置（リニアック）を用いた高精度照射（定位照射、I M R T, V M A T）に継続して取り組むとともに、新館において増設するリニアックの機種選定を行う。また、腔内照射、前立腺がん永久挿入密封小線源治療、メタストロン注を用いた骨転移の疼痛緩和療法を継続実施する。 (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院、他の地域がん診療連携拠点病院、高度専門医療機関、地域の医療機関等とともに、我が国に多い肺がん、胃がん、肝が	イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組 (ア) 新館整備に際して導入するP E T – C T の機種選定を行う。 病理診断については、複数の病理医及び複数の細胞検査士を継続して配置し、引き続き、迅速かつ精度の高い診断を行っていく。 最適な治療を行えるよう外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保するため、新館等について、次の事項を盛り込んだ実施設計を確定させる。 ① 手術室の増設（7室→10室）（再掲） ② 外来化学療法室の拡充 10床→14床 ③ 造血幹細胞移植に対応した無菌室の充実 ・ 無菌ユニット 1床→2床 ・ 無菌室 0床→4床 ④ 緩和ケア病床の設置（10床新設） (イ) 放射線治療装置（リニアック）を用いた高精度照射（定位照射、I M R T, V M A T）に継続して取り組むとともに、新館において増設するリニアックの機種選定を行う。また、腔内照射、前立腺がん永久挿入密封小線源治療、メタストロン注を用いた骨転移の疼痛緩和療法を継続実施する。 (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院、他の地域がん診療連携拠点病院、高度専門医療機関、地域の医療機関等とともに、我が国に多い肺がん、胃がん、肝が	イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組 (ア) 地域がん診療連携拠点病院の取組については、病理診断医師として、常勤医に加え、応援医師を配置するとともに、細胞検査士を3名配置し、迅速かつ精度の高い診断を実施している。また、新館においては、外来化学療法室の拡充、緩和ケア病床の設置など、医療機能を拡充することを計画しており、その実施設計を完了するとともに、整備に際して導入するP E T – C T、増設するリニアックの機種選定を実施した。 (イ) 平成23年度の放射線治療実績については、一部、適応症例が減少したものを除き、全体として、着実に治療実績を上げた。 (ウ) 9月には、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）について、京都府内共通の地域連携クリティカルパスの運用を開始した。開始に当たっては、当院の登録医に対し、地域医療フォーラムにおいて周知を行うとともに、連携医療機関へは、パスの初回適用時に訪問等による説明を行った。また、乳がん検診・子宮頸がんワクチン接種など、京都市が実施するがん予防の取組にも引き続き協力した。 これらの取組の結果、がん治療延べ件数、新規がん患者数、化学療法件数は、平成23年度目標を上回った。							

項目	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標
新規がん患者数	1,142人	1,269人 (1,070人)
がん治療延べ件数	15,900件	15,818件 (13,500件)
化学療法件数	4,747件	4,902件 (4,900件)

【参考】

- 病理診断実績
    - ・病理組織検査件数 5,791件(5,111件)
    - ・術中迅速検査数 283件(215件)
  - 京都市が実施するがん予防の取組への協力
    - ・乳がん検診 241件(207件)
    - ・子宮頸がんワクチン接種 111件(110件)
- ※ ( ) 内は平成22年度実績

す。

(イ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関、地域の医療機関等とともに我が国に多いがんについての地域連携クリティカルパスを整備するなど連携の強化に努める。

また、乳がん検診の精密検査や子宮頸がんのワクチン接種の実施など京都市が実施するがん予防の取組に協力する。

#### 【関連する数値目標】

項目	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標
新規がん患者数	953 人	1,200 人
がん治療延べ件数	11,876 人	15,200 人
化学療法件数	4,292 件	5,500 人

ん、大腸がん及び乳がんの 5 大がんについての地域連携クリティカルパスを整備するなど連携の強化に努める。

また、乳がん検診の精密検査や子宮頸がんのワクチン接種など京都市が実施するがん予防の取組に引き続き協力していく。

#### 【関連する数値目標】

項目	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標
新規がん患者数	953 人	1,070 人
がん治療延べ件数	11,876 人	13,500 人
化学療法件数	4,292 件	4,900 人

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(5) 高度専門医療

中期目標	ウ 生活習慣病への対応
	<p>(ア) 心臓・脳・血管病センターの設置</p> <p>心疾患や脳血管疾患に関連する既存の診療科が有機的に連携して総合的な診療体制を構築することにより、迅速かつ高度なチーム医療を提供する心臓・脳・血管病センターを設置すること。</p> <p>集中的な治療期を経過した患者には適切な急性期リハビリテーションを行うとともに、転院後の効果的な回復期リハビリテーションへの引き継ぎや早期の社会復帰につなげるように努めること。</p> <p>(イ) 糖尿病治療</p> <p>徹底した食事・運動指導等、極めて高く評価され、日本全国や海外からも患者を受け入れている実績を生かし、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。</p>

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ウ 生活習慣病への対応	<p>ウ 生活習慣病への対応</p> <p>(ア) 心臓・脳・血管病センターの設置</p> <p>生活習慣病を基礎とした血管病変に対して集学的治療を行うため、手術室、集中治療室において専門診療科による治療を行うことはもとより、心臓、脳、下肢などの全身の血管病変に対して、診療科の枠を超えて連携し、診療を行う。また、心臓外科手術を要する場合は、他の病院と連携する。</p> <p>また、血管病変を早期に発見するため、MRIや血管エコーを用いた人間ドックのオプション検査の拡充を図る。</p> <p>新たに言語聴覚士を採用し、嚥下(えんげ)障害への対応を充実させるとともに、集中的な治療期を経過した患者には、可能な限り早期からリハビリテーションを行うことができるよう、必要な体制を整備する。</p> <p>また、急性期のリハビリテーションを終えた患者は、各種の地域連携クリティカルパスの適用件数の拡大を図ることなどにより、回復期のリハビリテーションを実施する医療機関へ紹介することによりリハビリテーションの効果を高める。</p> <p>(イ) 糖尿病治療</p> <p>日本全国や海外からも肥満患者を受け入れている実績を生かし、引き続き、徹底した食事・運動指導等を行うとともに、新たに肥満外来を開設する。また、糖尿病・代謝内科と他の診療科の連携により、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組む。</p>	<p>ウ 生活習慣病への対応</p> <p>(ア) 心臓・脳・血管病への対応</p> <p>生活習慣病を基礎とした血管病変に対して集学的治療を行うため、手術室、集中治療室において、専門診療科による治療を行う。整備事業においては、心臓、脳、下肢などの全身の血管病変に対して、診療科の枠を超えて連携し、診療を行う心臓・脳・血管病センターの設置を盛り込んだ実施設計を確定させる。また、心臓外科手術を要する場合は、他の病院と連携する。</p> <p>血管病変を早期に発見するため、人間ドックのオプション検査の拡充を検討する。</p> <p>新たに言語聴覚士を採用し、理学療法士、作業療法士との連携体制を構築し、チームとして嚥下(えんげ)障害や言語障害への対応を充実させる。集中的な治療期を経過した患者には、可能な限り早期からリハビリテーションを行うことができるよう、必要な体制の整備を検討する。</p> <p>また、急性期のリハビリテーションを終えた患者は、各種の地域連携クリティカルパスの適用件数の拡大を図ることなどにより、回復期のリハビリテーションを実施する医療機関へ紹介することによりリハビリテーションの効果を高めるとともに、必要な場合には、地域の在宅介護サービスの提供機関への紹介を行う。</p> <p>(イ) 糖尿病治療</p> <p>日本全国や海外からも肥満患者を受け入れている実績を生かし、引き続き、徹底した食事・運動指導等を行うとともに、糖尿病治療に取り組むことによりリハビリテーションの効果を高めるとともに、必要な場合には、地域の在宅介護サービスの提供機関への紹介を行う。</p>					

もに、新たに肥満外来を開設する。また、糖尿病・代謝内科と他の診療科の連携はもとより、地域の医療機関や薬局との連携の強化にも取り組むことにより、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組む。

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(5) 高度専門医療

中期目標	中期計画						委員会の評価
	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等	
エ 小児医療 (ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため、新館整備に際してN I C U 6床及びG C U 1 2床を整備する。 (イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髓移植推進財団の認定施設としてのこれまでの造血幹細胞移植治療の実績を生かし、新館整備に際して無菌室を増設し、引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を的確に実施していく。	エ 小児医療 (ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため、N I C U 6床及びG C U 1 2床を新館に設置することを盛り込んだ実施設計を確定させる。 (イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髓移植推進財団の認定施設としてのこれまでの造血幹細胞移植治療の実績を生かし、引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を的確に実施していくとともに、新館について、無菌室の増設を盛り込んだ実施設計を確定させる。	エ 小児医療 (ア) 小児医療については、新館においてN I C U・G C Uを設置し、医療機能を拡充することを計画しており、その実施設計を完了した。 (イ) また、市立病院は、京都市内の病院の小児科では、2施設のみである骨髓移植推進財団の認定施設であり、難治性の白血病などに対する造血幹細胞移植を3件実施した。					

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(5) 高度専門医療

中期目標	オ 専門外来 現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来など）の実績を踏まえ、医療の進歩や市民ニーズの変化に合わせて、必要な専門外来を開設するなどの確な対応を図ること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
オ 専門外来 現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来など）を、引き続き、実施するとともに、新たに肥満外来や薬剤師等による専門的な相談指導を実施する。	オ 専門外来 現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来など）を、引き続き、実施するとともに、新たに肥満外来を開設する。	オ 専門外来 専門外来について、市立病院は、市民の多様な医療ニーズにきめ細かく対応するため、女性総合外来、禁煙外来、アスベスト専門外来、男性専門外来、セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来を設置し、市民のさまざまな健康不安に応えた。なお、肥満外来については、開設には至っていないものの、糖尿病代謝内科において、糖尿病、肥満患者が混在する形ではあるが、着実に診療を行っている。							

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(6) 看護師養成事業への協力

中期目標	高度化、複雑化、専門化する医療に適切に対応できる看護師の確保は、重要である。したがって、貴重な臨床実習の場として、京都市内の看護師養成機関による看護師の養成に協力すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
医療の高度化、複雑化、専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため、京都市と大学等の看護師養成機関との協議に基づき、看護学生の受入れを行う。	医療の高度化、複雑化、専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため、京都市と大学等の看護師養成機関との協議内容を踏まえ、引き続き市立看護短期大学をはじめとする看護学生の受入れを積極的に行う。	医療の高度化、複雑化、専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため、市立看護短期大学をはじめ、5校479人の看護学生の実習の受入れを行った。平成24年度新規実習校獲得に向け学校を3校訪問し、うち京都橘大学、明治国際医療大学2校の受入れを決定した。また、実習指導を担当する者として必要な知識・技術を修得し、実習指導の強化を図るため、実習指導者講習会に教育担当看護師1名が参加した。	1	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(7) 保健福祉行政への協力

中期目標

保健医療、福祉施策、医療費支払などの経済問題に関する相談に応じ、京都市が実施する医療・保健・福祉施策の実施に協力すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
社会情勢や地域医療の状況の変化などを踏まえ、医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）を新たに配置することにより、保健医療、福祉医療、医療費支払などの経済問題に関する相談に対して、的確かつ丁寧に応じることができる体制を整備する。  感染症の大流行など市民の健康を脅かす危機が生じた際には、京都市の保健衛生行政に必要な協力を実施する。また、京都市が行う市民の健康づくりの環境整備に協力する観点から、健康教室や母親教室、栄養指導等を引き続き実施する。	社会情勢や地域医療の状況の変化などを踏まえ、地域医療連携室に医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）を新たに配置することにより、保健医療、福祉医療、医療費支払などの経済問題に関する相談に対して、的確かつ丁寧に応じることができる体制を整備する。  感染症の大流行など市民の健康を脅かす危機が生じた際には、京都市の保健衛生行政に必要な協力を実施する。また、京都市が行う市民の健康づくりの環境整備に協力する観点から、健康教室「かがやき」や母親教室、糖尿病教室、栄養指導等を引き続き実施する。	<p>4月に、MSW 1名を地域医療連携室に新たに配置し、保健医療、福祉医療等に関する相談について、MSW、ケースワーカー、看護師等の多職種で対応する体制を整備した。その結果、急性期医療から、回復期医療、在宅療養等へ継続するための転院・退院相談支援人数が増加した。また、平成24年度に向け、地域医療連携室の更なる体制強化を図るため、3名のMSWを採用した。</p> <p>また、京都市の保健衛生行政に対する協力として、感染症患者の入院勧告や入院期間の延長などについて審議する京都市感染症診査協議会の委員に、市立病院の感染症内科部長を含む医師2名が就任し、感染制御や対策などの観点から意見を述べている。市民の健康づくりに資するため、健康教室「かがやき」や母親教室、糖尿病教室、栄養指導などを定期的に開催した。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○転院・退院相談支援実人数 566人(360人)</li> <li>○主な教室等の実施状況（参加延べ人数） <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教室「かがやき」 352人(402人)</li> <li>母親教室 257人(235人)</li> <li>糖尿病教室 311人(322人)</li> <li>栄養指導 1,569件(1,552件)</li> </ul> </li> <li>○教室運営支援の実施状況（参加延べ人数） <ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病患者友の会「聚楽会」 21人(32人)</li> <li>がん患者・家族のサロン「みぶなの会」 254人(187人)</li> <li>乳がん患者の会「ビスケット（微助人）の会」 224人(178人)</li> <li>がんサロン 61人(54人)</li> </ul> </li> </ul> <p>※()内は平成22年度実績</p>	1	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院が提供するサービス

(8) 疾病予防の取組

中期目標	ア 健診センターにおいて、特定健診を中心とした人間ドック及び特定保健指導を引き続き行うこと。 イ インフルエンザワクチン等の予防接種及び健康教室を引き続き行うこと。																		
中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価														
		業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等											
ア 人間ドックについては、脳ドックの実施やオプション検査の充実などにより機能の充実を図るとともに、必要な検査機器や体制を確保することにより、引き続き、迅速かつ正確な診断を実施し、検査結果を検査当日に説明することにより、早期の治療に結び付ける。 特定保健指導については、生活習慣病の予防につながるより効果的な指導を実施できるよう努める。	ア 人間ドックについては、脳ドックの実施やオプション検査の充実などにより機能の充実を図るとともに、必要な検査機器や体制を確保することにより、引き続き、迅速かつ正確な診断を実施し、検査結果を検査当日に説明することにより、早期の治療に結び付ける。 特定保健指導については、生活習慣病の予防につながるより効果的な指導を実施できるよう努める。	ア 人間ドックについては、引き続き、検査結果を検査当日に説明し、患者の早期の治療を図っている。また、機能の充実に向け、9月から、人間ドックのオプション検査として、脳ドック検査、腫瘍マーカー検査（ AFP 検査、 CA 19-9 検査、 CA 125 検査）を実施した。一方で、人間ドックの受診者数は、法人移行後、全国健康保険協会との契約が遅れた影響もあり、目標を大きく下回った。なお、特定保健指導についても、継続して実施した。																	
【関連する数値目標】 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>平成 21 年度実績</th><th>平成 26 年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>人間ドック受診者数</td><td>2,843 人</td><td>3,600 人</td></tr></tbody></table>	項目	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	人間ドック受診者数	2,843 人	3,600 人	【関連する数値目標】 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>平成 21 年度実績</th><th>平成 23 年度目標</th></tr></thead><tbody><tr><td>人間ドック受診者数</td><td>2,843 人</td><td>3,150 人</td></tr></tbody></table>	項目	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標	人間ドック受診者数	2,843 人	3,150 人	項目	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績 ( ) は年度目標			
項目	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標																	
人間ドック受診者数	2,843 人	3,600 人																	
項目	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標																	
人間ドック受診者数	2,843 人	3,150 人																	
人間ドック受診者数	2,764 人	2,610 人 (3,150 人)																	
イ インフルエンザワクチンや子宮頸（けい）がん予防ワクチン、インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）ワクチン、肺炎球菌ワクチン、海外渡航者向けの各種ワクチンの予防接種等を引き続き実施する。インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）ワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確認状況等を踏まえ適切な対応を行う。 健康教室については、市民の疾病予防の推進、健康増進に寄与できるテーマ選びや関心が高まるような実施方法を工夫しながら、引き続き行っていく。	イ インフルエンザワクチンや子宮頸（けい）がん予防ワクチン、海外渡航者向けの各種ワクチンの予防接種等を引き続き実施する。インフルエンザ菌 b 型（ヒブ）ワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確認状況等を踏まえ適切な対応を行う。 健康教室については、市民の疾病予防の推進、健康増進に寄与できるテーマ選びや関心が高まるような実施方法を工夫しながら、引き続き行っていく。	イ インフルエンザ、子宮頸がん等ワクチンの予防接種については、引き続き、関係機関と連携し、実施した。また、健康教室「かがやき」は、市民が健康づくりに関心を持つよう、「高齢者のうつー認知症の可能性」や「夏の脳卒中予防」、「気になる高血圧、心臓病ー生活習慣病と急性心筋梗塞ー」など、時季や最近の話題等を取り入れ、生活に役立つ内容をテーマに選定し、当日の運営においても、実習や質疑応答の時間を持つなど工夫した。	1	B															

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 京北病院が提供するサービス

(1) へき地医療

中期目標	ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や地域の医療ニーズの変化を踏まえた適切な入院・外来診療体制を確保すること。 イ 京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、通院が困難な患者に対しては、訪問診療、訪問看護など、在宅医療の提供を適切に行うこと。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担、病床の利用率、医師確保の状況等を踏まえ、適切な入院・外来診療体制を確保していく。  イ 患者送迎サービスの充実を図るため、リフト付き送迎車を導入するなど、利便性の向上に努めるとともに、通院が困難で在宅での療養を行う高齢者に対しては、訪問診療、訪問看護の充実を図る。	ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担、病床の利用率等を踏まえ、平成23年4月から常勤医師を増員するとともに、適切な入院・外来診療体制を確保していく。  イ 患者送迎サービスの充実を図るため、リフト付き送迎車を導入するなど、利便性の向上に努めるとともに、通院が困難で在宅での療養を行う高齢者に対しては、訪問診療、訪問看護の充実を図る。	ア 人口の減少による過疎化、高齢化が進展する京北地域において、京北病院は、地域唯一の病院として、市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担の下、地域医療を支える役割を担っている。平成23年度の診療体制において、京北病院に内科系医師1名を配置し、常勤医師を3名としたことにより、入院、外来患者数共に、前年度と比べ増加につながった。  イ 患者の利便性の向上に向け、リフト付き送迎車を導入し、通所リハビリテーションの利用者や、車椅子利用者の送迎を実施した。通院が困難な高齢者に対しては、在宅生活を支える訪問診療・訪問看護に取り組み、訪問看護は計画目標に近い実績を残したが、訪問診療は同目標を下回る結果となった。	1	B			

【関連する数値目標】

項目	項目	平成26年度目標
訪問診療件数	469件	960件
訪問看護件数	3,870件	5,600件

(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む。

【関連する数値目標】

項目	平成21年度実績	平成23年度目標
訪問診療件数	469件	700件
訪問看護件数	3,870件	5,100件

(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む

項目	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標
訪問診療件数	555件	560件 (700件)
訪問看護件数	4,814件	4,932件 (5,100件)

【参考】

- 入院延べ患者数 8,656人 ( 7,665人)  
目標値 8,395人
- 外来延べ患者数 32,649人 (30,454人)  
目標値 33,320人
- ※ ( ) 内は平成22年度実績

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 京北病院が提供するサービス

(2) 救急医療

中期目標	京北地域における唯一の救急告示病院として、初期救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市内中心部の高度急性期医療機関へ転送すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
京北地域における唯一の救急告示病院として、医師等必要なスタッフを確保することにより、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。また、高度医療を必要とするなど京北病院で対応できない患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期医療機関との連携を図る。	京北地域における唯一の救急告示病院として、常勤医師の増員等必要なスタッフを確保することにより、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。また、手術や高度医療機器を用いた検査を必要とするなど京北病院で対応できない患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期医療機関との連携を図る。	常勤医師の増員等により、平成22年度を上回る救急患者に対応し、初期救急医療を提供する役割を果たすことができた。また、手術や高度医療機器を用いた検査など、京北病院での対応が困難な患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期病院に搬送するなど、適宜、連携により対応した。  【参考】 ○救急患者数 2,554人(2,163人) ※()内は平成22年度実績	1	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 京北病院が提供するサービス

(3) 介護サービスの提供

中期目標	ア 施設介護サービスの提供 施設介護サービスへのニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の状況に応じて長期入所・短期入所共に受け入れる等、これを適切に運営すること。
	イ 居宅介護サービスの提供 通院が困難な者に対して、そのニーズに対応した居宅介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション等）を提供すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等	
ア 施設介護サービスの提供 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の要介護度や家族の状況など入所者の状態に応じた適切な期間入所できるよう、長期入所・短期入所共に受け入れていく。	ア 施設介護サービスの提供 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設（29床）において利用者の要介護度や家族の状況など入所者の状態に応じた適切な期間入所できるよう、長期入所・短期入所共に受け入れていく。	ア 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設「はなふるさと」を平成23年4月に開設した。利用者の要介護度や家族の状況など、入所者の状態に応じた適切な入所ができるよう、音楽療法や臨床美術を実施するなど、サービスの質的向上を図り、長期入所・短期入所共に受け入れを行った。加えて、通院が困難な者に対しては、ニーズに応じて適切に訪問看護を行った。  イ 在宅で生活する要支援・要介護の認定を受けた高齢者の生活機能の向上を図り、日常生活の自立を支援するため、通所リハビリテーションを平成23年10月から開始した。 これらの取組により、京北地域における医療、介護を総合的に提供する地域包括ケアの拠点としての機能の強化を図った。 この結果、介護老人保健施設の利用者数は計画目標に近い実績となった。通所リハビリテーション利用者数については、目標値には及ばなかったものの、順調に利用者は増加しつつある。							
【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	1	B				
項目 平成26年度目標 長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数 利用者数26人／日 (稼働率89.7%)	項目 平成23年度目標 長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数 利用者数26人／日 (稼働率89.4%)	項目 平成22年度実績 介護老人保健施設における長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数 — 25.0人／日 稼働率86.1% (26人／日 稼働率89.4%)	項目 平成23年度実績 ( )は年度目標 訪問看護件数(再掲) 3,870件 5,600件 訪問看護件数(再掲) 3,870件 5,100件 通所リハビリテーション — 2,400人 通所リハビリテーション — 1,200人 訪問看護件数(再掲) 4,814件 4,932件 (5,100件) 通所リハビリテーション — 662人 (1,200人)						
イ 居宅介護サービスの提供 通院が困難な者に対して、そのニーズに対応して訪問看護、訪問リハビリテーションを充実する。また、日常生活の自立を支援するため新たに通所リハビリテーションを行う。	イ 居宅介護サービスの提供 通院が困難な者に対して、そのニーズに対応して訪問看護、訪問リハビリテーションを充実する。また、日常生活の自立を支援するため、新たに平成23年10月から通所リハビリテーションを開始する。	(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む。	(注) 訪問看護件数には、訪問リハビリテーションの件数を含む。						

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 京北病院が提供するサービス

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

中期目標	ア 地域の住民の協力を得て、京北病院の機能や取組についての周知に努めること。また、地域に密着した事業を充実し、積極的に地域への浸透を図ること。 イ 医療・保健・福祉サービスを提供する京北地域内の様々な施設とのネットワークにおいて重要な役割を果たすこと。							
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
			業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 京北病院の診療体制や日常的な医療・健康に関わる取組などについて、地域組織等の協力を得て、タイムリーな周知・広報に努める。また、健康教室などをはじめ、地域と連携した事業の実施に努め、地域への積極的な浸透を図る。	ア 京北病院の診療体制や日常的な医療・健康に関わる取組などについて、地域組織等の協力を得て、地域の広報誌に京北病院特集を継続して掲載するなどタイムリーな周知・広報に努める。また、健康教室などをはじめ、地域と連携した事業の実施に努め、地域への積極的な浸透を図る。	ア 京北病院の診療体制や医療、健康に関わる取組などをお知らせするため、院内広報誌「スマイル通信」を3回発行（平成23年4, 8, 12月）し、関係機関に配布するとともに、平成23年7月には、京北自治振興会が発行する「京北タイムス」に病院情報を掲載し、自治振興会の協力を得て各戸へ配布した。また、地域への情報発信の取組として、病院職員の企画による「京北病院まつり」（平成23年8月）を開催するとともに、右京保健センター主催の「脱メタボ教室」（同年11月）や京都ボランティア協会主催の「まちのちからと京北のゆめ」（平成24年2月）などの企画に病院長、副院長が参加し、講演、病院の取組を紹介するなど、地域と連携した事業を実施した。 イ 医療・保健・福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアを実現するため、京北病院が、右京区役所京北出張所との連携を強化するとともに、医療・保健・福祉サービスを提供する施設のネットワークであるいきいき京北地域ケア協議会に、引き続き積極的に参加することにより、京北地域において地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たす。	イ 医療・保健・福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアを実現するため、京北出張所、社会福祉協議会、京北地域包括支援センター等が参画するいきいき京北地域ケア協議会に引き続き参加し、関係機関との情報交換を行うとともに、平成23年6月には、京北出張所等と連携し、介護保険に関する学区説明会を実施した。さらに、同年11月には、かかりつけ医と連携し、在宅療養中の患者を支える「京都府在宅療養あんしん病院」の指定を受けた。	2	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

中期目標	(1) 医師不足の問題に見られるように、地域の医療・保健・福祉サービスを提供する社会資源は限られているため、それぞれの機能に応じた適切な役割分担と連携を図り、地域全体で適切なサービスを提供することが非常に重要である。
	(2) 市立病院は、地域のかかりつけ医等から入院や手術を必要とする急性期の患者の紹介を受け、高度医療を提供するとともに、回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介や患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院等を行うこと。
	(3) 京北病院は、医療・保健・福祉サービスを提供する様々な施設や市立病院との緊密な連携を図り、地域医療連携の中心的役割を果たすこと。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
(1) 市立病院は、高度医療機能を充実させるとともに、市立病院の特長について地域のかかりつけ医への適切な情報提供に努めることにより、信頼感を高め、入院や手術を必要とする急性期の紹介患者数の増加を図る。  回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、地域医療連携を担当するMSW等を中心とした円滑な転院及び退院の調整により患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院、在宅復帰への支援等を行う。	(1) 市立病院は、高度医療機能を充実させるとともに、診療概要を記載した冊子の配付や訪問活動等の取組を通じ市立病院の特長について地域のかかりつけ医への適切な情報提供に努めることにより、信頼感を高め、入院や手術を必要とする急性期の紹介患者数の増加を図る。  回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、地域医療連携室のMSW等を中心とした円滑な転院及び退院の調整により患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院、在宅復帰への支援等を行う。	(1) 地域医療支援病院である市立病院においては、紹介患者の外来診察待ち時間の解消、検査事前予約窓口の一元化など、当院へ紹介していただきやすい環境整備を進めるとともに、市立病院周辺地域の医療機関等に対し、訪問活動を実施した。また、医療機器等の共同利用については、登録医に対して、市立病院で実施している検査の案内を送るなど、積極的に周知を行うとともに、地域医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラム等を開催するなど、「顔の見える関係」の構築を推進した。さらに、市立病院の診療状況や機能を紹介する「京都市立病院診療概要」や、病院事業や登録医制度をお知らせする「連携だより」を発行し、情報提供することで、地域の医療機関等との連携の強化を図った。これら、地域の医療機関等との信頼関係を構築しつつ、紹介、逆紹介の連携の取組を積極的に行うことで、紹介患者の増加を図った。  また、平成23年9月には、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）について、京都府内共通の地域連携クリティカルパスの運用を開始するとともに、回復期や慢性期の患者については、医師、看護師、MSW、ケースワーカー、保健師、事務職等の多職種で、転院・退院支援相談を行い、患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院、在宅復帰への支援を行った。	2	B					
(2) 京北病院は、右京区役所京北出張所やいきいき京北地域ケア協議会との情報交換を行い緊密に連携を図るとともに、市立病院との連携及び協力体制の充実を図り、京北地域における地域連携の中心的な役割を果たす。	(2) 京北病院は、右京区役所京北出張所やいきいき京北地域ケア協議会との情報交換を行い緊密に連携を図ることにより、地域住民のニーズを的確に把握し、入院医療、在宅医療、介護サービスまで幅広いメニューを提供することができる唯一の地域内の病院として、積極的なサービスの提供を行う。また、高度急性期医療の提供については、市立病院との連携及び協力体制の充実を図り、京北地域における地域連携の中心的な役割を果たす。	【参考】(再掲) ○転院・退院相談支援実人数 566人(360人) ※()内は平成22年度実績 【関連掲載】 ○第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 市立病院が提供するサービス (5) 高度専門医療 ア 地域医療支援病院としての取組 (P8) イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組(P10) (7) 保健福祉行政への協力 (P17)  (2) 京北病院においては、右京保健センター・いきいき京北地域ケア協議会主催の各種会議における情報交換を通じて、地域住民のニーズを把握するとともに、京北病院の医療提供体制や、訪問看護、通所リハビリテーションセンター、老人保健施設などの介護保険サービスに関する情報を提供している。 さらに、地域に開かれた病院を目指して、院内広報誌「スマ							

イル通信」等により情報発信に努めるとともに、病院職員の企画による「京北病院まつり」を開催するなど地域への積極的な参加に取り組んだ。

また、手術や高度医療機器を用いた検査など、京北病院での対応が困難な患者については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期病院に搬送するなど、適宜、連携により対応した。

【関連掲載】

- 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 京北病院が提供するサービス
- (4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築（P 2 2）

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(1) 患者の視点、患者の利益の優先

中期目標								
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
			業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
<p>ア 患者中心の医療の提供 地域の疾病動向や患者ニーズの変化を常に的確に把握し、自治体病院として提供すべき医療の内容を常に検討し、患者の視点を最優先にした医療及びサービスの提供を行う。</p> <p>イ 患者との的確なコミュニケーションに基づく医療 職員は、患者が安心して自分の病状や悩みを説明できるよう常に謙虚な姿勢で、患者の病状や痛み、悩みに耳を傾ける。 また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解できるようクリティカルパスの活用や患者参加型看護計画の適用の拡大などに努め、医療従事者と患者の信頼関係の下、患者の同意を得て診療を行うことにより患者の自己決定権を尊重する。 コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度については、定期的に患者・家族にアンケート調査を実施し、これを公表する。</p>	<p>ア 患者中心の医療の提供 地域の疾病動向の把握や医療現場での患者の声、御意見箱や市民モニターの活用等を通じて患者ニーズの変化を常に的確に把握し、自治体病院として提供すべき医療の内容を常に検討し、患者の視点を最優先にした医療及びサービスの提供を行う。</p> <p>イ 患者との的確なコミュニケーションに基づく医療 職員は、患者が安心して自分の病状や悩みを説明できるよう常に謙虚な姿勢で、患者の病状や痛み、悩みに耳を傾ける。 また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解できるようクリティカルパスの活用や患者参加型看護計画の適用の拡大などに努め、医療従事者と患者の信頼関係の下、患者の同意を得て診療を行うことにより患者の自己決定権を尊重する。 コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度については、定期的に患者・家族にアンケート調査を実施し、これを公表する。</p>	<p>ア 患者満足度の高い、温かく心のこもった医療・看護を提供していくために、各種アンケートの実施や御意見箱の設置等により、患者やその家族から頂く意見を集約し、サービス向上委員会において、継続的かつ組織的な検討を行い、患者サービスの向上につなげている。</p> <p>イ 看護倫理などの研修会、退院促進支援のための学習会や、良好なコミュニケーションスキルの向上を図るためのアサーション研修を実施するとともに、入院時及び退院支援カンファレンスを多職種で随時実施するなど、患者の病状等に即した医療、看護を実践できるよう取組を進めている。</p> <p>また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解されるよう、クリティカルパス大会（研修会）の開催等を通してクリティカルパスの充実を図り、患者の自己決定権を尊重する医療・看護の実践・向上に努めている。</p> <p>コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度に関する取組については、市立病院において、入院患者満足度アンケート調査（平成23年8月）、外来患者満足度アンケート調査（同年11月）をそれぞれ実施し、サービス向上委員会において集約し、その結果を職員に周知し、改善可能なものから取組を進めている。京北病院においては、顧客満足度調査（同年7月）を実施するとともに、外部講師を招いた研修「さわやかな接遇ポイント」（同年11月）を実施した。</p> <p>さらに、外国人患者向けに、薬の効能や副作用、服用方法などの説明書を英語、中国語、韓国語の3か国語でも標記できる「外国人服薬システム」を導入し、職員個々の言語能力に依存しない、適切な情報の提供に努めている。</p> <p>【参考】</p> <p>○入院患者満足度アンケート調査（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 8月1日～31日</li> <li>・回答数 484件</li> <li>・結果 「満足」または「やや満足」と回答した入院患者の割合 96.5%</li> </ul> <p>「満足」と回答した入院患者の割合 61.0%</p> <p>○外来患者満足度アンケート調査（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 11月14日～18日</li> <li>・回答数 629件</li> <li>・結果 「満足」または「やや満足」と回答した外来患者の割合 96.2%</li> </ul> <p>「満足」と回答した外来患者の割合 51.6%</p>	2	B				

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(2) 医療の質の向上に関すること

中期目標	<p>ア 医学の進歩による医療の高度化及び複雑化に対応して、常に高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・経験の向上を図ること。</p> <p>イ 高度な医療を提供するために必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。</p> <p>ウ 医療の質に関する客観的なデータの収集、他の医療機関とのデータによる比較分析などを通じて、常に科学的な根拠に基づいた質の高い医療を提供すること。</p> <p>エ 医療の質に関する客観的なデータや外部の評価機関の評価結果の公表により、患者が自ら納得し、選択して自分に合った医療を受けられる権利を保障すること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
<p>ア 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、専門医や認定看護師の資格の取得をはじめ、高度かつ標準的な治療を提供するために必要となる最新の知見の習得や経験の積み重ねを積極的に支援する。</p> <p>イ 地域の疾病動向や患者ニーズ、医療機器の稼働状況や耐用年数、新たな医療機器の開発状況、他の医療機関における機器の整備の状況などを考慮して、医療機器の整備計画を策定する。</p> <p>また、高額な医療機器や設備の整備に当たっては、整備の目的や需要予測、稼働目標を年度計画において公表する。</p> <p>ウ 市立病院においては、医療の質に関する客観的なデータとして臨床指標を収集し、国や他の医療機関において公表されている臨床指標のデータとの比較分析を行うことにより、更なる医療の質の向上を図る。</p> <p>エ 医療法に基づく医療機能情報提供制度を通じたインターネットによる基本データの提供や市立病院の臨床指標を公表することなどにより医療の質に関する客観的なデータを公表する。また、市立病院においては、医療機関の機能を客観的に評価する第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構の認定期間が満了する平成26年度に機能評価の認定の更新を目指す。</p>	<p>ア 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、専門医や認定看護師の資格の取得をはじめ、高度かつ標準的な治療を提供するために必要となる最新の知見の習得や経験の積み重ねを積極的に支援する。</p> <p>イ 地域の疾病動向や患者ニーズ、医療機器の稼働状況や耐用年数、新たな医療機器の開発状況、他の医療機関における機器の整備の状況などを考慮して、医療機器の整備計画の策定に向けて、基礎的なデータの整備を行っていく。</p> <p>ウ 市立病院においては、医療の質に関する客観的なデータとして収集し、公表している臨床指標について、他の医療機関の事例を参考に項目の拡大を図る。また、国や他の医療機関において公表されている臨床指標のデータとの比較分析を行うことにより、更なる医療の質の向上を図る。</p> <p>エ 医療法に基づく医療機能情報提供制度を通じたインターネットによる基本データの提供や市立病院の臨床指標を公表することなどにより医療の質に関する客観的なデータを公表する。また、市立病院においては、医療機関の機能を客観的に評価する第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構による平成26年度の認定更新に向けて、前回認定時の低評価項目について改善状況を点検する。</p>	<p>ア 医療専門職の知識・経験の向上を支援する取組の一環として、医師の専門性の維持に関する経費（専門医の資格取得後の当該団体年会費、専門医等の資格更新経費等）やがん専門薬剤師及び認定看護師資格の更新に係る経費について、補助制度を新たに導入した。また、引き続き、医師の学会出張に係る経費の支給や認定看護師の研修受講に係る経費の補助などを行うなど、最新の知見の習得や専門性の向上に向けた支援を行った。</p> <p>イ 医療機器の整備については、医療機器の現況調査を行うとともに、各部署からの医療機器整備要望を踏まえ、平成24年度から平成26年度までの医療機器整備計画案を作成した。</p> <p>ウ 市立病院における臨床指標を活用した取組については、平成22年度実績（9分野36項目）を病院診療概要やホームページに掲載、公表するとともに、平成23年度は、対象項目を拡大（10分野41項目）し、取組を継続した。また、(社)日本病院会が実施する「QI（クオリティ・インディケーター）推進事業」の協力施設に市立病院が選定され、当該医療の質に関する指標に基づく実績を定期的に取りまとめ、報告してきた。</p> <p>エ (財)日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定更新に向けては、市立病院における前回評価時の低評価項目について、取組状況を点検し、改善が可能なものから取組を実施した。</p>	2	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(3) 安全で安心できる医療の提供に関するこ

中期目標	ア 医療安全に係る組織やマニュアルを不斷に見直すことにより医療安全体制を強化すること。 イ インシデント及びアクシデントを公表する取組を推進し、医療安全の風土づくりを進めること。						
中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア (ア) 医療安全の確保は、個々の職員の個別的な努力や注意力に依存した取組では限界があることから、市立病院においては、医療安全に係る専門委員会を設置し、医療安全に係る数値目標の設定と組織的な進捗管理を行ってきたことなどが評価され、医療安全全国共同行動推進会議から平成22年度に優秀活動賞を受賞した実績を踏まえ、更に、重大な事故について調査分析を行う外部の有識者を構成員に加えた医療事故調査委員会を設置するなど組織的な対応を継続して行う。 (イ) また、京北病院においては、引き続き、医療安全管理委員会の設置や事故予防チェックカードの活用などにより安全で安心できる医療を提供する。 (ウ) 院内感染防止の観点から感染防止委員会を引き続き設置し、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証していく。 (エ) 引き続き、医療安全管理マニュアルや医療安全の要点をまとめたスタッフハンドブックを必要に応じて改訂する。	ア (ア) 医療安全の確保は、個々の職員の個別的な努力や注意力に依存した取組では限界があることから、市立病院においては、引き続き医療安全管理委員会等の医療安全に係る専門委員会を設置し、院内の医療安全体制の強化を図り、更に、重大な医療事故発生時に外部の有識者を構成員に加えて調査分析を行う医療事故調査委員会を設置するなど組織的な対応を継続して行う。 (イ) 院内の医療の質を向上させるため、全国的なキャンペーン事業である医療安全全国共同行動に参加し、本院独自の行動目標である「患者個人情報保護対策」を含む10の行動目標について取り組む。 (ウ) また、京北病院においては、引き続き、医療安全管理委員会の設置や事故予防チェックカードの活用などにより安全で安心できる医療を提供する。 (エ) 院内感染防止の観点から、感染防止委員会の取組及び感染制御チーム（ICT）による院内ラウンドを引き続き実施し、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証していく。 (オ) 引き続き、医療安全管理マニュアルや医療安全の要点をまとめたスタッフハンドブックを必要に応じて改訂する。	ア (ア) 医療安全に係る専門委員会として、「医療安全管理委員会」を運営するとともに、その下部組織として「リスクマネジメント部会」を新設し、各部署の安全マネージャーを中心に、現場の視点での事例検証や改善対策の立案を行うなど、ボトムアップ型の医療安全体制を構築し、組織的対応の強化を図った。さらに、重大な医療事故発生時に外部の有識者を交え調査分析を行う「医療事故調査委員会」を設置した。 (イ) 全国的なキャンペーン事業である医療安全全国共同行動に継続して参加しており、平成23年度も市立病院の行動目標である「患者個人情報保護対策」を含む10の行動目標に基づいた取組を進めた。 (ウ) 京北病院においては、医療安全管理対策委員会を毎月開催するとともに、事故予防チェックカードを携帯することにより、医療安全に関する職員意識の向上に努めた。 (エ) 感染防止の取組については、感染防止委員会及び感染制御チーム（ICT）ミーティングを随時開催するとともに、ICT活動として、院内ラウンドの実施や感染対策研修会（6月、2月）の実施、ICTニュースの発行など、院内感染防止に向けた方策を継続して行うことで、職員に対し感染拡大防止及び予防対策の注意喚起を行った。 また、新たに感染症対策室を設置したほか、感染管理認定看護師を専従化し、感染症に対する管理体制を整えた。 (オ) 医療安全に係るマニュアル等の作成については、実用性の高いものとなるよう、重大な医療事故につながりやすい事例への対応を記載した医療安全管理マニュアル第6版を作成するとともに、現場での緊急事態への即時対応を記載したスタッフハンドブック第5版を作成し、職員に配布した。	2	A			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(3) 安全で安心できる医療の提供に関するこ

中期目標	ア 医療安全に係る組織やマニュアルを不斷に見直すことにより医療安全体制を強化すること。 イ インシデント及びアクシデントを公表する取組を推進し、医療安全の風土づくりを進めること。						
中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
イ (ア) 医療事故は、単独の要因により起こることは少なく、複合的な要因によって起こる場合が多く、事故に至った要因を組織的に、把握、分析し、事故要因を取り除いていくことが重要であるため、迅速な医療安全レポートの提出を引き続き義務付け、発生したインシデントやアクシデントの事例を収集、分析し、対策を講じ、その情報共有を図る。  (イ) インシデント及びアクシデントの報告については、引き続き、公表基準を定め、これに従って公表することにより医療安全の風土づくりを進める。 (ウ) 医療安全に関する教育を充実するため、研修計画を定めて職員研修会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため医療安全管理研修制度を継続する。 また、医療安全推進月間や医療安全週間の取組として病院全体や各部門ごとに研修会を開催する。	イ (ア) 医療事故は、単独の要因により起こることは少なく、複合的な要因によって起こる場合が多く、事故に至った要因を組織的に、把握、分析し、事故要因を取り除いていくことが重要であるため、迅速な医療安全レポートの提出を引き続き義務付け、発生したインシデントやアクシデントの事例を収集、分析し、対策を講じ、その情報共有を図る。 これにより過誤のあるアクシデントの件数を減らす。 (イ) インシデント及びアクシデントの報告については、引き続き、公表基準を定め、これに従って公表することにより医療安全の風土づくりを進める。 (ウ) 医療安全に関する教育を充実するため、研修計画を定めて職員研修会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため医療安全管理研修制度を継続する。 また、医療安全推進月間や医療安全週間の取組として病院全体や各部門ごとに研修会を開催する。	イ (ア) 医療事故防止の取組については、職員に対し、迅速な医療安全レポートの提出を義務付け、リスクマネジメント部会を核として、事例ごとに事故に至った要因分析、対策の立案を行い、現場にフィードバックしており、事故報告が組織としての再発防止策につながるという職員意識の定着を図った。これらの取組の結果、平成22年度に比べ、インシデント件数が増加する一方で、アクシデント件数は減少しており、インシデント事例の蓄積を基にした改善策の実施により、アクシデントを減少させる効果的な運用が構築されつつある。 (イ) インシデント・アクシデント件数等は、他の自治体病院と同様の基準でホームページにて公表しており、併せて、医療安全に係る院内表彰を行うことで、職員に緊張感を持たせつつ、意識の向上を図っている。 (ウ) 医療安全に関する教育の充実に向けては、研修計画に基づき、感染対策、転倒・転落対策、輸液ポンプ・シリングポンプの取扱い、患者誤認、暴言暴力などをテーマに研修会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため、受講実績の多い部署に対して表彰を行うなどの医療安全管理研修制度を継続した。医療安全推進月間には、多くの職員の参加が得られるよう寸劇ディスカッションやランチョンセミナーなど工夫を凝らした研修会を実施した。  【参考】 ○インシデント・アクシデント件数 ・報告件数 インシデント 1,750件 (1,149件) アクシデント 60件 (108件) ・発生率 インシデント 10.06% (7.10%) アクシデント 0.34% (0.68%) ※ () は平成22年度実績					

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(4) 患者サービスの向上に関すること

中期目標	ア 溫かく心のこもった職員の接遇・応対の一層の向上を図ること。 イ 施設面での快適性や利便性の確保、待ち時間の短縮などにより、快適に医療サービスを受けられるよう努めること。 ウ 患者満足度を客観的に把握したうえで、必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること。					
	中期計画	年度計画	法人の自己評価	委員会の評価		
業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等	
<p>ア 法人が提供する医療は、疾病への対応だけではなく、患者や家族の苦痛や不安に対して誠意を持って対応する患者中心のサービスの提供であることを職員に徹底する。</p> <p>また、職員の接遇・応対についての研修計画を毎年度策定し、実施するとともに、各部門において、接遇・応対の自己点検を実施する。</p> <p>イ 施設面での快適性や利便性の確保のため、市立病院の新館整備に際し、病室の療養環境の向上を図り、病棟にデイルームを設置するとともに、売店、食堂を一新し、患者図書室及びインターネットコーナーの新設を行う。</p> <p>また、再診予約患者のうち、かかりつけ医への逆紹介が可能な方については、早期に逆紹介を行うことなどにより、医師ごとの1日当たりの予約患者数の適正化を図り、待ち時間を短縮する。</p> <p>とりわけ、地域医療連携の観点から高度急性期医療を担う市立病院においては、地域の医療機関から紹介を受けた初診予約患者については、できるだけ待ち時間なしで予約時刻に診察を開始する。</p> <p>ウ 患者満足度調査については、これまでの職員の接遇に関する調査項目だけではなく、医療サービス全般を対象とした項目とし、年間2回以上定期的に調査を行い結果を公表するとともに、その結果に基づいて必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図る。</p>	<p>ア 法人が提供する医療は、疾病への対応だけではなく、患者や家族の苦痛や不安に対して誠意を持って対応する患者中心のサービスの提供であることを職員に徹底する。</p> <p>また、職員の接遇・応対についての研修計画を毎年度策定し、実施するとともに、引き続き入院患者へのアンケートを実施するなど、各部門において、接遇・応対の自己点検を実施する。</p> <p>イ 施設面での快適性や利便性の確保、患者の療養環境向上のため、デイルーム、売店、食堂、患者図書室及びインターネットコーナーの設置を盛り込んだ新館等の実施設計を確定させる。また、実施設計の完了後も新館等のインテリアデザイン等の検討を行う。さらに、特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）が運営を担う売店、食堂、患者図書室については、平成25年4月の運営開始に向けて引き続きＳＰＣ及び協力企業と業務内容の協議を行う。</p> <p>また、再診予約患者のうち、回復期や慢性期となり、かかりつけ医への逆紹介が可能な方については、早期に逆紹介を行うことなどにより、医師ごとの1日当たりの予約患者数の適正化を図り、待ち時間なしで予約時刻に診察を開始する。</p> <p>ウ 患者満足度調査については、これまでの職員の接遇に関する調査項目だけではなく、医療サービス全般を対象とした項目とし、年間2回以上定期的に調査を行い結果を公表するとともに、その結果に基づいて必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図る。また、整備運営事業</p>	<p>ア 各部署でのミーティング等を通じ、患者満足度の高い、医療・看護サービスの重要性を職員に徹底するとともに、すべての入院患者を対象としたアンケートを実施し、患者やその家族から頂く意見を踏まえた患者サービスの向上につなげている。また、法人の新規採用職員を主な対象とした接遇、応対研修を実施している。</p> <p>イ 市立病院整備運営事業については、施設面での快適性や利便性の確保、患者の療養環境向上を図る計画を踏まえた、新館及び付帯施設の実施設計を平成23年5月に確定させた。新館等のインテリアデザイン及びサイン計画については、プレゼンテーションの実施（平成23年8月）、モデルルーム（病室、トイレ、廊下）の設置（同年11月、12月）など、ＳＰＣによる提案を踏まえ、職員意見を取り入れつつ、ＳＰＣと設計協議を行った。売店・食堂、患者図書室については、平成25年4月のＳＰＣによる運営業務開始に向けて、引き続き業務内容の協議を行った。</p> <p>また、診療待ち時間の短縮の取組については、再診予約患者のうち、回復期や慢性期の方については、早期にかかりつけ医に逆紹介を行っており、予約患者数の適正化を図っている。とりわけ、地域の医療機関からの紹介患者は、できるだけ待ち時間なく、予約時間に診察するという方針を組織として徹底することで、平均待ち時間は短縮されつつある。</p> <p>ウ 患者満足度調査については、市立病院において、医療サービス全般を対象として、入院患者満足度アンケート調査（平成23年8月）、外来患者満足度アンケート調査（同年11月）をそれぞれ実施し、サービス向上委員会において集約し、その結果を職員に周知するとともに、整備運営事業への反映を含め、改善可能なものから取組を実施している。</p> <p>【参考】（再掲）</p> <p>○入院患者満足度アンケート調査（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 8月1日～31日</li> <li>・回答数 484件</li> <li>・結果 「満足」または「やや満足」と回答した入院患者の割合 96.5%</li> </ul> <p>「満足」と回答した入院患者の割合 61.0%</p> <p>○外来患者満足度アンケート調査（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 11月14日～18日</li> <li>・回答数 629件</li> <li>・結果</li> </ul>	2	B		

に関する市民からの意見反映の機会としても、この調査を活用していく。	「満足」または「やや満足」と回答した外来患者の割合 96.2% 「満足」と回答した外来患者の割合 51.6%				
-----------------------------------	--	--	--	--	--

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(5) 情報通信技術の活用

中期目標	常に電子カルテを含めた総合情報システムの改良に努めることにより、医療の質や患者サービスの向上を図ること。						
中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
市立病院においては電子カルテの導入により統合された診療情報をより有効に活用するために、総合情報システムの運用を定期的に見直し、医療の質の向上を図る。  また、市立病院における総合情報システムや京北病院におけるオーダリングシステムを活用し、リアルタイムで共有できる情報の範囲の拡大や更なるペーパレス化の推進により、医師の指示等を迅速・正確に伝達することや、転記ミス等のヒューマンエラーを低減することにより、医療安全の更なる向上を図る。	市立病院においては電子カルテの導入により統合された診療情報をより有効に活用するために、総合情報システムの運用を病院業務の変更に応じて見直し、医療の質の向上を図る。  また、市立病院における総合情報システムや京北病院におけるオーダリングシステムを活用し、リアルタイムで共有できる情報の範囲の拡大や汎用処置オーダの運用により更なるペーパレス化を推進し、医師の指示等を迅速・正確に伝達することや、転記ミス等のヒューマンエラーを低減することにより、医療安全の更なる向上を図る。	市立病院においては、病院総合情報システムの活用により、医療の質の向上へとつなげている。平成23年度は、薬袋印字システムの改修対応、病棟へのPDA端末の追加整備(35台)、次期システム検討のための準備調査、DPC制度変更への対応等を行った。また、京北病院においては、オーダリングシステムを活用する中で、医療事務の適正化に努めており、医療の質の更なる向上を図るため、転院看護サマリーADL表の改善、摂食嚥下機能評価表の作成、リハビリ実施計画の作成等を行った。	1	B			

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 適切な患者負担についての配慮

中期目標	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
第10に掲げるとおり、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施する。	中期計画の第10に掲げるとおり、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施する。	誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、病院等管理規程（平成23年4月制定）において医療に係る各種料金の額等を定め、適正に運用している。また、料金表を院内に掲示するとともに、規程の内容をホームページに掲載するなど、市民への周知を図っている。	1	B			

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業務運営の改善に係る仕組みづくり

中期目標	(1) 病院全体として、医療の質や患者サービスを向上させるため、常に患者、市民、職員等の意見を取り入れる業務運営を改善する仕組みを構築すること。 (2) 職員の積極的な経営参画意識と志気を高め、業務改善が常に実行される風土を醸成すること。						
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価	
業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等	
(1) 患者、市民、職員等の意見を取り入れ、P D C Aサイクルを確実に実行することにより、医療の質や患者サービスの向上を図る。  (2) 職員の経営参画意識と志気の高揚を図るため、理事会における議論など、病院経営に関する情報、課題等を定期的に職員に周知し、個々の職員が経営状況や病院の業務運営上の課題を理解し、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成するとともに、職員の業務改善等に係る提案や取組を奨励し、積極的に評価する。							

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

## 2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

中期目標	(1) 迅速かつ的確に意思決定し、これを着実に実施することができる簡素で効率的な組織を構築すること。
	(2) 各部門からの迅速での的確な報告及び提案を経営戦略へ高めていくことができるよう、第一線を担う職員と意思決定を行う役員及び職員との意思疎通の円滑化を図ること。 (3) 専門知識や高い能力を有する職員により構成する企画戦略部門を充実すること。 (4) 法人の決定事項を各部門や各職員に明確な指示として的確に伝達し、その実施状況を適切に評価することができるよう、指揮命令系統を明確にしておくこと。 (5) 監事及び会計監査人がより実効性の高い監査を行うことができる態勢を構築すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
(1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るため、企画戦略部門を集約し、給与支払業務などのアウトソーシングを行うなど、組織のスリム化を図り、迅速な意思決定が可能な組織を構築する。 また、組織については、医療環境の変化や市民の医療ニーズに的確に応じられるよう、弾力的に対応する。	(1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るため、企画戦略部門を集約して法人の経営を担当する経営企画局を設置し、給与支払業務などのアウトソーシングを行うなど、組織のスリム化を図り、迅速な意思決定が可能な組織とする。 また、組織については、医療環境の変化や市民の医療ニーズに的確に応じられるよう、弾力的に対応する。 市立病院において地域医療連携、医療安全推進及び診療情報管理に係る組織の強化を図る。	(1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るため、企画戦略部門を担う経営企画局を設置するとともに、給与計算業務のアウトソーシングを行うことで、組織のスリム化を図りつつ、迅速な意思決定が可能な体制を構築した。また、市立病院のサービス提供体制の強化に向け、地域医療連携室に課長級職員を実配置するとともに、医療安全推進室及び診療情報管理室を独立した組織として位置付けた。 (2) 役員と職員の間の意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員の活動について、常に職員が把握できるよう、周知に努め、各部門からの業務運営に関する報告や提案をしやすい仕組みを構築する。	2	B					
(2) 役員と職員の間の円滑な意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員の活動について、常に職員が把握できるよう、周知に努め、各部門からの業務運営に関する報告や提案をしやすい仕組みを構築する。	(2) 役員と職員の間の円滑な意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員の活動について、常に職員が把握できるよう、院内情報システムを活用して周知に努め、各部門からの業務運営に関する報告や提案をしやすい仕組みを構築し、これらの取組を積極的に奨励する。	(3) より分かりやすい標準的な組織づくり、法人の経営管理機能が一層発揮できる組織づくり、更には、市立病院整備運営事業の一層の推進を図ることを目指した組織づくりに向けた検討を行い、平成24年度当初からの組織改正を行うこととした。 (4) 病院経営や医療事務等に精通した経験者を採用することで、経営に係る企画、立案機能の強化、医事業務分野の機能強化を図った。平成23年8月には、法人の新規採用職員を主な対象とした研修及び経理事務に係る研修を実施し、職員の育成による経営能力等の強化を図った。 (5) 監査の実施については、監事監査規程を策定し、監査を実施するうえでの基本指針を決定した。また、会計監査に関し、公認会計士と顧問契約を締結し、監査計画を定め、消費税やたな卸などの監査を行った。							
(3) 企画戦略機能を強化し、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自律的・弾力的な病院経営を実施するため、法人業務全体の経営管理を行う部門を設置する。また、病院経営や医療事務等に精通した人材を積極的に確保・育成して経営能力等を強化する。	(3) 企画戦略機能を強化し、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自律的・弾力的な病院経営を実施するため、法人業務全体の経営管理を行う部門として経営企画局を設置する。また、病院経営や医療事務等に精通した経験者を採用するとともに、研修への参加などにより病院運営に係る能力の高い職員を育成して経営能力等を強化する。								
(4) 個々の職員の担当業務を明確にし、法人として決定された事項に係る各部門や各職員への伝達方法を統一するとともに、指揮命令系統を有効に機能させる。また、指揮命令系統に支障が生じていなければ常に確認を行う。	(4) 個々の職員の担当業務を明確にし、法人として決定された事項に係る各部門や各職員への伝達方法を統一するとともに、指揮命令系統を有効に機能させる。 また、指揮命令系統に支障が生じていなければ常に確認を行う。 指揮命令内容を確実に実行していくため、管理職員等のマネジメント能力を高める。 (5) 監事による監査の活動範囲と内容を明確にし、独立・公正な立場で業務遂行が								

(5) 監事、会計監査人による監査の活動範囲と内容を明確に定義し、独立・公正な立場で業務遂行ができる体制を確立し、監査の報告とフォローアップを的確に実施する。	できる体制を確立し、監査の報告とフォローアップの的確な実施を担保する仕組みを構築する。								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

(1) 医療専門職の確保とその効率的な活用

中期目標	ア 市立病院及び京北病院のそれぞれの役割に応じ、必要な専門知識を有した医療専門職を確保すること。 イ 医療専門職間の密接な連携と適切な役割分担により実施してきたチーム医療を更に推進すること。また、各医療専門職が最大限の専門性を発揮できるようにすること。							
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
			業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 広報活動を強化し、人材の確保に努めるとともに、地方独立行政法人の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれず、両病院にとって真に必要な能力・知識を有する職員を確保する。  市立病院については、高度急性期病院としての医療機能を最大限に発揮するため、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の充実等により、専門性の高い、優秀な医療専門職を確保する。  京北病院については、へき地医療の提供及び介護老人保健施設における介護サービスの実施に必要な職員を安定的に確保する。  イ 各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、総合的な診療体制を構築することにより、栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム、褥瘡（じょくそう）対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチームなどを引き続き設置するとともに、迅速、高度なチーム医療の提供体制を拡充する。チーム医療の中心的役割を果たす医療専門職を積極的に養成する。	ア 広報活動を強化し、人材の確保に努めるとともに、地方独立行政法人の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれず、病院運営に係る経験者や両病院の役割に応じた能力・知識を有する職員を適時に採用する。  市立病院については、高度急性期病院としての医療機能を最大限に発揮するため、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の充実等により、専門性の高い、優秀な医療専門職を確保する。  京北病院については、へき地医療の提供及び介護老人保健施設における介護サービスの実施に必要な職員を安定的に確保する。  イ 各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、総合的な診療体制を構築することにより、栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム、褥瘡（じょくそう）対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチームなどを引き続き設置するとともに、迅速、高度なチーム医療の提供体制を拡充する。チーム医療の中心的役割を果たす医療専門職を積極的に養成する。		ア 地方独立行政法人制度の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれない、時機に応じた職員採用を行い、医療提供体制の強化に努めた。具体的には、医師や看護師をはじめとする職員の年度途中採用（医師9名、看護師8名、臨床検査技師2名）を実施するとともに、市立病院においては、高度急性期病院としての医療機能を最大限に発揮するため、医師、がん専門薬剤師及び認定看護師の専門性維持に必要な経費を補助することとした。京北病院においては、平成23年6月から8月までの3箇月間、市立病院所属の看護師1名を京北病院へ異動させ、医療提供に必要な体制の維持を図った。 イ 各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、NST委員会、呼吸ケアラウンド、褥瘡対策委員会、感染防止委員会、かんわ療法委員会を定期的に開催し、チーム医療による総合的な診療を実施した。さらに、チーム医療の中心的役割を果たす医療専門職として、市立病院の看護師1名が緩和ケア認定看護師の認定を受け、業務を行うこととなった。	2	B			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

(2) 医師

中期目標	ア 市立病院 地域医療連携の考え方に基づき、かかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度急性期医療機関としての役割を果たすことができるよう、専門性の高い医師を確保すること。
	イ 京北病院 地域包括ケアを適切に提供できるよう、総合的な知識と経験を有する医師を確保すること。
	ウ 他職種との適切な役割分担 他の職種との適切な役割分担の推進により、医師の負担や疲弊を緩和し、提供する医療の質を向上させること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
ア 市立病院 高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に努める。 また、臨床研修医の受入れについては、引き続き臨床研修医にとって魅力ある臨床研修プログラムを実施することにより、教育研修体制の充実を図るなど、引き続き優秀な臨床研修医を十分確保する。	ア 市立病院 高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や学会への参加機会の確保など教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に努める。 また、臨床研修医の受入れについては、引き続き臨床研修医にとって魅力ある臨床研修プログラムを実施することにより、教育研修体制の充実を図るなど、引き続き優秀な臨床研修医を十分確保する。	ア 市立病院においては、高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携を強化するとともに、国内外の学会参加等の支援として、出張旅費、参加費を支給するなど、医師の育成、確保を図っている。臨床研修医の受入れについても、例年の臨床研修プログラムの改訂に加え、指導医の増員など、教育研修体制の充実を図っており、平成23年8月に実施した採用試験において、平成22年度と並ぶ52名が受験するなど、引き続き安定した人材の確保を図っている。 イ 京北病院においては、平成23年度の診療体制において、内科系医師1名を配置し、常勤医師を3名とするとともに、引き続き、診療体制の維持に必要な応援医師を市立病院から派遣した。 ウ 医師の負担軽減に向け、医師事務作業補助者（ドクタークラーク）を増員するとともに、平成24年3月には、派遣契約終了に伴い直接雇用に切り替えた。看護師、医療技術職についても、年度途中採用、随時募集による採用等により、医師の支援体制の強化を図った。 【参考】 ○医師数 平成22年4月1日現在 148名 平成23年4月1日現在 161名 平成24年4月1日現在 175名 ※医師には、専攻医及び研修医を含む。	2	B					

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

(3) 看護師

中期目標	<p>ア 入院患者の重症度や看護必要度、外来診療における看護師の役割を踏まえ、常に適正な配置を検証し、必要な看護師数を確保すること。</p> <p>イ 看護師の専門性を確保するための計画的な教育及び育成を継続すること。</p> <p>ウ 夜間における医療安全を適切に確保するため、引き続き適正な人数の看護師を配置すること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
<p>ア 入院患者の重症度や看護必要度を常に把握し、適正配置について、常に検証するとともに、育児に係る短時間勤務をはじめ柔軟で多様な勤務体系を導入するなど、働きやすい環境づくりを進め、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 緩和療法エキスパート認定、静脈注射実施認定、学生指導リーダー認定などの独自の認定制度や看護研修発表会、習熟レベルに応じた臨床実践能力向上のための計画的な教育及び育成に係る取組を継続して実施する。</p> <p>ウ 夜間における病棟ごとの医療安全の確保のために必要な体制を検証し、それに応じた適正な人数の看護師を引き続き配置する。</p>	<p>ア 入院患者の重症度や看護必要度を常に把握し、適正配置について、常に検証するとともに、育児に係る短時間勤務制度を導入し、また、柔軟で多様な勤務体系の導入について検討するなど、働きやすい環境づくりを進め、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 緩和療法エキスパート認定、静脈注射実施認定、学生指導リーダー認定などの独自の認定制度や看護研修発表会、習熟レベルに応じた臨床実践能力向上のための計画的な教育及び育成に係る取組を継続して実施する。</p> <p>ウ 夜間における病棟ごとの医療安全の確保のために必要な体制を検証し、それに応じた適正な人数の看護師を引き続き配置する。</p>	<p>ア 年度途中採用及び随時採用を実施し、常勤職員8名、非常勤職員3名を採用するとともに、入院患者の重症度や看護必要度を踏まえ、看護師を適正配置しており、必要に応じ、応援体制を確保している。育児短時間勤務制度等については、平成23年7月に医師、歯科医師を対象に導入したが、働きやすい環境づくりに向け、看護師への適用を検討している。</p> <p>イ 人材育成については、個々の習熟レベルに応じ、計画的な教育及び育成をはじめ、看護師の技術向上のため、緩和療法エキスパート認定、静脈注射実施認定、学生指導リーダー認定などの独自の認定制度を運用している。</p> <p>また、平成24年度から教育担当副看護部長の役割強化や副師長の専従配置を予定するなど、看護教育体制の強化を図った。</p> <p>ウ 夜間の看護体制の確保については、必要時には、夜勤要員の増員や遅出勤務の実施など、運用面の工夫により、夜間の重症患者に応じた適正な人数を配置している。</p>	2	B			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

4 職員給与の原則

中期目標

職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとすること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
職員の職務、職責、勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度の検討など、職員の努力が報われ、働きがいを実感できる仕組みづくりを進めるとともに、職員の給与は、常に社会一般の情勢に適合したものとする。	職員の職務、職責、勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度の検討など、職員の努力が報われ、働きがいを実感できる仕組みづくりを進めるとともに、職員の給与は、常に社会一般の情勢に適合したものとする。	職員の努力を適切に評価するなど、職員のモチベーションが向上するような地方独立行政法人のメリットを活かした人事評価制度の構築に向け、評価基準及び評価方法について検討を行った。 また、医師・歯科医師を対象に救急勤務医手当、オンコール（待機）手当、分娩手当（9月から助産師にも支給）、派遣手当を新設した。	1	B			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 人材育成

(1) 専門知識の向上

中期目標	医療に関する専門知識・技術又はより戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員を計画的かつ効率的に育成すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
ア 市立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画的に実施し、医療に関する専門性の向上を進める。	ア 市立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画的に実施し、医療に関する専門性の向上を進める。	ア 院内の教育研修については、研修医及び専攻医に対する研修プログラムを着実に実施するとともに、研修機能の充実に向け、厚生労働省の定める要件を確実に満たすよう同プログラムを大幅に改訂した。 イ 高度な医療技術の習得など、専門性の向上については、学会、研修会等への参加支援として、国内外の学会参加等に係る出張旅費、参加費等を支給するとともに、医師、がん専門薬剤師及び認定看護師の資格維持に必要な経費を補助することとした。 ウ 認定看護師養成の取組については、新たに1名が緩和ケア認定看護師の教育課程を修了し、認定を取得したことにより、認定看護師を7人（皮膚・排泄ケア、集中ケア、がん化学療法看護、感染管理、摂食・嚥下障害看護、がん放射線療法看護及び緩和ケア）としたほか、救急看護認定看護師教育課程にも1名を派遣し、同課程を修了した。また、平成24年度に実施される認定試験の受験者を選抜するとともに、新たに教育課程に派遣する看護師の人選を行った。 専門看護師の確保にも取り組み、平成24年度から配置を予定している（1名 がん看護分野）。	2	B			
イ より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保し、医療従事者の技能と意欲の向上を図る。	イ より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保し、医療従事者の技能と意欲の向上を図る。						
ウ 指導医、専門医、認定看護師等、市立病院の医療機能向上のため必要な資格取得の支援を行う。	ウ 指導医、専門医、認定看護師等、市立病院の医療機能向上のため必要な資格取得の支援を行う。						
エ 認定看護師については、平成26年度までに、現状の6人から、新生児集中ケア看護（NICU、GCU等周産期医療の充実）、救急看護（救急救命の拡充）部門を含む14人に資格取得者を増やす。	エ 認定看護師については、緩和ケア部門の認定看護師を確保することにより、現状の6人から1人増やし、7人とする。また、認定看護師養成のための研修に2名の看護師を派遣し、平成24年度に実施される認定試験の受験者を確保する。	エ 認定看護師については、緩和ケア部門の認定看護師を確保することにより、現状の6人から1人増やし、7人とする。また、認定看護師養成のための研修に2名の看護師を派遣し、平成24年度に実施される認定試験の受験者を確保する。					
オ 他の医療機関との交流を積極的に進める。	オ 合同研修会への参加やメディカルラリーの開催など、他の医療機関との交流を積極的に進める。	オ 合同研修会への参加やメディカルラリーの開催など、他の医療機関との交流を積極的に進める。					
カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、必要な研修などへの参加を進める。	カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、外部研修への参加を進めるとともに、病院内部においての研修を実施する。	カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、外部研修への参加を進めるとともに、病院内部においての研修を実施する。					
		【参考】 ○合同研修会 24回開催 延べ619人参加 うち院外227人 (20回開催 延べ643人参加 うち院外269人) ※()内は平成22年度実績					
		カ 京北病院においては、介護老人保健施設の業務に係る専門知識の習得に向け、日本褥瘡学会学術集会などの外部研修へ参加するとともに、病院内部において学習会を実施した。					

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 人材育成

(2) 医療経営、医療事務に係る専門知識の向上

中期目標	医療に関する専門知識・技術又はより戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員を計画的かつ効率的に育成すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案する部門を構築するため、病院経営に精通した事務職員を採用・育成するとともに、診療報酬事務など医療事務に係る専門研修への参加の促進、外部の専門家の支援などを通じて、職員全体として、事務遂行能力の底上げを行う。	新たに法人の経営管理を担当する経営企画局を設置し、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案するため、病院経営に精通した事務職員を採用・育成するとともに、診療報酬事務など医療事務に係る専門研修への参加の促進、外部の専門家の支援などを通じて、職員全体として、事務遂行能力の底上げを行う。	法人設立を機に、法人業務全体の経営管理を担う部門として経営企画局を設置し、新たに、経理事務経験者1名及び新卒事務職員2名を配置することで、経営に係る企画、立案機能の強化を図った。また、医事部門に経験者3名を、医事システム部門に経験者1名を配置し、医事業務分野の体制強化を図るとともに、医療事務に係る能力の向上に向け、院内がん登録実務研修、医療情報技師春季大会、モダンホスピタルショウ、日本医療情報学会学術大会等への派遣を行った。	2	B			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

5 人材育成

(3) 病院事業理念の更なる共有化、人事評価制度の構築

中期目標	医療に関する専門知識・技術又はより戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員を計画的かつ効率的に育成すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
病院事業の根本となる理念の更なる共有化を図り、人事評価制度を通じ、個々の職員の業務に対する意欲や目的意識を向上させる。	病院事業の根本となる理念の更なる共有化を図り、医療組織に適した人事評価制度を構築し、個々の職員の業務に対する意欲や目的意識を向上させる。	病院事業理念の共有化に向けては、各診療科、医療技術職各部門、看護科等に対して年度目標に係る理事長ヒアリングを実施し、平成23年度の目標、目標達成に向けた取組や課題を共有するとともに、併せて、理事長から、直接、経営・運営方針を伝達することで、計画的な業務の推進、職員の意識の向上を図った。 人事評価制度については、診療科部長や看護師など、一部の職員を対象に評価を実施しているものの、全職員を対象とした評価の実施までは至っておらず、引き続き、職員の業務意欲、目的意識の向上を図る観点から、評価制度の構築に向けた検討を進めている。	2	B			

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

6 人事評価

中期目標

職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの導入を図ること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
人材育成、人事管理に活用するため、医療組織に適した公正で客観的な制度を構築し、早期の実施を目指す。  職員の意欲を高め、更なる能力を引き出すため、職員の能力、勤務実績について、長所や努力を積極的に評価することのできる制度とし、オープンな評価基準に則した公平な評価を行う。  また、評価結果については、人事評価制度の趣旨を踏まえ、適切に活用する。	人材育成、人事管理に活用するため、医療組織に適した公正で客観的な制度を構築する。  職員の意欲を高め、更なる能力を引き出すため、職員の能力、勤務実績について、長所や努力を積極的に評価することのできる制度とし、オープンな評価基準に則した公平な評価を行う。  また、評価結果については、人事評価制度の趣旨を踏まえ、適切に活用する。	法人独自の制度に基づき、診療科部長を対象に診療実績等を踏まえた評価を実施するとともに、看護師を対象に「臨床実践能力開発プログラム」(平成16年3月制定)に基づいた評価を実施している。また、京都市の派遣職員についても、市の市長部局における「新たな人事評価制度」(平成22年度から試行実施、平成23年度から制度実施)に基づいた評価を実施している。しかしながら、法人全職員を対象とした評価の実施までは至っておらず、引き続き、職務の特殊性、専門性を考慮した公正で客観的な評価制度の構築に向け、評価基準及び評価方法、評価結果の活用など制度の検討を進めている。	1	C			

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

中期目標	(1) 職員のワークライフバランスや職場における安全衛生の確保、職場のコミュニケーションの活性化、職員の努力や実績が適正に評価される制度の構築などを通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげること。 (2) 職員満足度を客観的に把握するため具体的な措置を講じ、患者満足度と併せて分析し、公表すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等	
(1) 次のような取組を通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげる。 ア 時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるとともに休暇取得率の向上に取り組む。 イ 労働安全衛生に係る取組の充実を図る。 ウ メンタルヘルス対策も含め、職員の健康の保持増進に取り組み、快適な職場環境づくりを進める。 エ 育児のための短時間勤務制度を導入することにより、育児中の職員の業務の負担軽減を図るなど、ワークライフバランスに配慮した雇用形態や勤務時間を設定する。 オ 日常的にコミュニケーションの取りやすい職場をつくるため、管理職員の意識の高揚を図る。 カ 職員が業務の改善提案などの意見を積極的に出しやすい環境整備に努め、また、職員間において業務にかかわる情報共有の場を確保し、職場内のコミュニケーションの活性化を図る。 キ 職員の努力や業務実績を把握し、人事管理に適切に反映させる。	(1) 次のような取組を通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげる。 ア 時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるとともに休暇取得率の向上に取り組む。 イ 労働安全衛生に係る取組の充実を図る。 ウ メンタルヘルス対策も含め、職員の健康の保持増進に取り組み、快適な職場環境づくりを進める。 エ 育児のための短時間勤務制度を導入することにより、育児中の職員の業務の負担軽減を図るとともに、ワークライフバランスに配慮した雇用形態や勤務時間の設定について検討する。 オ 日常的にコミュニケーションの取りやすい職場をつくるため、研修の実施などにより管理職員の意識の高揚を図る。 カ 法人独自に職員提案制度を創設するなど、職員が業務の改善提案などの意見を積極的に出しやすい環境整備に努め、また、職員間において業務にかかわる情報共有の場を確保し、職場内のコミュニケーションの活性化を図る。 キ 職員の努力や業務実績を把握し、人事管理に適切に反映させる。	(1) 職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境整備を行うため、平成23年7月に、時間外勤務の縮減や年次休暇取得率の向上等を盛り込んだ、地方独立行政法人京都市立病院機構一般事業主行動計画（計画期間：平成23年7月22日から平成27年3月31日まで）を策定し、公表した。同年8月には、「時間外勤務の縮減に関する地方独立行政法人京都市立病院機構指針」を策定し、職員に周知した。そのほか、時間外勤務時間数の実績把握を行い、各所属長に通知するなど、職員の労働時間の適正管理に向けた取組を進めた。 (2) 職員のワークバランスに配慮した勤務形態の整備の一環として、医師、歯科医師を対象に育児短時間勤務制度を導入し（平成23年7月）、育児中の職員の業務の負担軽減を図るとともに、引き続き、職員のニーズや勤務形態のあり方、代替職員の確保の状況などを踏まえ、他職種への制度の適用を検討する。また、医師及び歯科医師の確保や離職防止に向けた更なる取組として、育児期間中に限らない短時間勤務制度の導入を決定した（運用開始は平成24年4月1日から）。 (3) 労働安全衛生の確保については、安全衛生委員会を定期的に開催し、調査、審議を行うとともに、産業医による職場巡回等の活動に取り組んだ。 そのほか、各種定期健康診断及び作業環境測定並びに長時間勤務職員に対する産業医による面談を実施するとともに、平成24年3月には、メンタルヘルス対策として研修（テーマ：暴言・暴力対策とメンタルヘルスケア）を実施し、職員への啓発に努めた。 (4) コミュニケーションの取りやすい職場づくりに向けて、（株）京都リサーチパーク主催の研修企画（KRPイノベーションクラブ）に基づき、職階に応じて設定される各種研修に参加した。管理職員については、「コーチング」「目標の立て方」「部下の育成」などをテーマとする研修の受講により、その意識の高揚に努めた。 (5) 職員提案制度の創設については、職員が業務の改善提案などの意見を積極的に出しやすい環境整備の一環として、法人独自の制度を検討した。京都市で既に運用されている同様の制度内容について調査を行ったうえで、平成23年度は、制度の素案を作成するなどの取組を進めた。 (6) 職員の努力や業務実績を把握し、人事管理に適切に反映させるための人事評価制度の構築については、法人職員の職務の特殊性、専門性を考慮した、公正で客観的な制度内容となるよう、評価基準及び評価方法について検討を行った。職場における業務遂行及びコミュニケーションの状況や職員が思い描く病院	2	B					
(2) 法人職員としての働きがいなど、職員の満足度にかかわる調査を実施する。職員満足度の向上を患者満足度の向上につなげる観点から、職員満足度と患者満足度を併せて分析、公表する。	(2) 法人職員としての働きがいなど、職員の満足度にかかわる調査を実施する。調査結果については患者満足度と併せて的確に分析し、公表するとともに、法人として取り組むべき課題を抽出し、対策を講じる。								

の将来像等について把握するため、職員アンケート調査を実施し、その結果を職員に周知した（平成23年5月）。

職員の満足度に関する調査は、法人運営における問題点や課題を把握し、改善を図るためにも、定期的に実施することが必要であり、定期的な実施に向けて、アンケート項目の精査を行った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用

中期目標

市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
より快適な市民目線でのサービスを提供するために、本格的にボランティア制度を導入し、ボランティア活動中の事故に対する保険の導入やボランティアが利用できる部屋の整備など、その活動をサポートする環境を整備する。  市民モニター制度を新たに実施し、市民モニターから、サービスに関する評価、意見、提案を受ける。	より快適な市民目線でのサービスを提供するために、本格的なボランティア制度を導入し、ボランティア活動中の事故に対する保険の導入など、その活動をサポートする環境を整備する。  また、新館1階への「ボランティアルーム」の設置を盛り込んだ実施設計を確定させる。  市民モニター制度を新たに実施し、市民モニターから、サービスに関する評価、意見、提案を受ける。	ボランティアルームについては、新館への設置を予定しており、平成23年5月に実施設計を完了した。同年12月には、院内多職種の職員による「市立病院ボランティア制度検討ワーキンググループ」を設置し、制度の導入に向けた詳細な検討を行い(計5回開催)，平成24年3月にボランティアの募集を開始した。  また、市民モニター制度についても、平成24年3月にモニターの募集を開始した。	1	B			

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 収益的収支の改善

##### (1) 収益の確保

中期目標	(1) 法人全体及び各病院単位ともに、経常収支で単年度黒字基調を維持すること。そのため、収益確保の観点から、病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。 また、適切な未収金対策を行うこと。
	(2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。
	(3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
次の取組を推進することにより、法人全体及び各病院単位ともに、経常収支で単年度黒字基調を維持する。 (1) 収益の確保 ア 各診療部門や看護部門等の連携による、病床の運用体制を構築し、効率的な病床の運用を実施することで、病床利用率の向上を図る。 イ 病診連携（市立病院と診療所との間の連携）及び病病連携（市立病院と他の病院との間の連携）の強化をはじめとする地域医療連携の取組の推進によって、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。 ウ 医事業務に精通した職員を採用・育成することにより、診療報酬の請求漏れや減点の防止を図る。 エ 未収金発生防止マニュアル及び未収金回収マニュアルに基づく適切な未収金対策を実施する。	次の取組を推進することにより、法人全体及び市立病院の経常収支での単年度黒字を確保するとともに、京北病院については、赤字幅を大幅に圧縮することにより、ほぼ収支均衡に近付ける。 (1) 収益の確保 ア 各診療部門や看護部門等の連携による、病床の運用体制を構築し、診療科別や病棟別の稼働目標の設定、効率的な病床運用の実施等により病床利用率の向上を図る。 イ 病診連携（市立病院と診療所との間の連携）及び病病連携（市立病院と他の病院との間の連携）の強化をはじめとする地域医療連携の取組の推進によって、手術や高度医療機器を用いた検査など、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。 ウ 医事業務に精通した職員を採用・育成することにより、診療報酬の請求漏れや減点の防止を図る。 エ 未収金発生防止マニュアル及び未収金回収マニュアルに基づき、少額訴訟等の法的措置を含む適切な未収金対策に取り組む。	ア 市立病院については、診療管理委員会において、毎週の診療科、病棟別の病床利用率等を病院長自らが説明し、運営状況を総括するとともに、毎月、病棟単位で行う部署管理者会議において、目標達成に向けた取組状況を確認している。また、京北病院についても、年度計画に基づき、毎月の各種目標数値を設定し、運営会議等において実績を報告することで、各種目標の達成に向けた意識付けを行っている。 市立病院、京北病院共に、病院全体を挙げて取組を進めた結果、目標を上回る病床利用率を達成した。 イ 地域の医療機関等への訪問活動の実施、地域医療フォーラムや地域医療連携カンファレンスの開催など、地域の医療機関等との信頼関係を構築しつつ、紹介、逆紹介の連携の取組を積極的に行うことで、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させた。また、救急搬送についても、目標を大きく上回る患者を受け入れた。 これらの病院を挙げた取組の推進により、市立病院の診療報酬単価及び患者数については、概ね計画目標を達成した。 ウ 診療報酬の請求漏れや減点の防止に向けては、平成23年4月に医事業務経験者3名を、医事システム業務経験者1名を法人職員として採用し、医事業務における体制強化を図るとともに、育成のための各種研修を実施した。 エ 未収金対策については、未収金の増加は、病院経営の根幹に関わる問題であることから、積極的に取組を進めた。未収金発生防止マニュアルに基づき、保険資格の確認の徹底や福祉事務所との連携により未収金の発生防止に取り組むとともに、未収金回収マニュアルに基づき、自宅訪問による督促や具体的な期日を記した分割納付誓約書の提出を求めるなど、回収に向けた取組を進めた。 オ これらの取組を推進した結果、法人全体及び市立病院の経常収支での単年度黒字を確保することができた。京北病院については、赤字幅を大幅に圧縮することができ、平成24年度の計画目標とする収支均衡に向けた見通しが見えつつある。	1	B					

【関連する数値目標】			
項目	市立病院		
	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	
経常損益	102 百万円	120 百万円	
入院	一般病床利用率	82.0%	91.1%
	延べ患者数	161,457 人	178,511 人
	実患者数	10,521 人	12,733 人
	診療報酬単価	45,729 円	51,310 円
外来	延べ患者数	312,017 人	294,782 人
	診療報酬単価	8,862 円	10,408 円

【関連する数値目標】			
項目	市立病院		
	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標	
経常損益	102 百万円	423 百万円	
入院	一般病床利用率	82.0%	88.3%
	延べ患者数	161,457 人	173,401 人
	実患者数	10,521 人	11,891 人
	診療報酬単価	45,729 円	49,499 円
外来	延べ患者数	312,017 人	294,782 人
	診療報酬単価	8,862 円	9,623 円

項目	市立病院	
	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績 () は年度目標
経常損益	548 百万円	543 百万円 (423 百万円)
一般病床利用率	84.4%	88.7% (88.3%)
延べ患者数	165,404 人	173,994 人 (173,401 人)
実患者数	10,589 人	11,475 人 (11,891 人)
診療報酬単価	48,103 円	49,925 円 (49,499 円)
延べ患者数	300,735 人	294,855 人 (294,782 人)
診療報酬単価	9,588 円	10,154 円 (9,623 円)

項目	京北病院	
	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績 () は年度目標
経常損益	△174 百万円	△14 百万円
入院	一般病床利用率	63.6%
	延べ患者数	9,520 人
	実患者数	427 人
	診療報酬単価	23,405 円
外来	延べ患者数	32,523 人
	診療報酬単価	5,287 円
	延べ患者数	33,320 人
	診療報酬単価	5,590 円

項目	京北介護老人保健施設	
	平成 23 年度目標	
稼働率	89.4%	
延べ入所者数	9,490 人	
介護報酬単価	14,535 円	

項目	京北介護老人保健施設	
	平成 23 年度実績 () は年度目標	
稼働率	86.1% (89.4%)	
延べ入所者数	9,143 人 (9,490 人)	
介護報酬単価	14,333 円 (14,535 円)	

(注 1) 上記の経常損益のほか、市立病院整備運営事業による北館の除却等により、臨時損益として中期計画の期間中に 905 百万円の臨時損失を見込んでいる。

(注 2) 一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。

項目	京北介護老人保健施設	
	平成 26 年度目標	
稼働率	89.7%	
延べ入所者数	9,490 人	
介護報酬単価	14,535 円	

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 収益的収支の改善

## (2) 適正かつ効率的な費用の執行

中期目標	(1) 法人全体及び各病院単位とともに、経常収支で単年度黒字基調を維持すること。そのため、収益確保の観点から、病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。 また、適切な未収金対策を行うこと。
	(2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。 (3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。

中期計画		年度計画		法人の自己評価			委員会の評価			
				業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	
ア 人件費比率の目標を引き続き設定し、医療の質の向上や医療安全の確保などに十分配慮したうえで、診療収入の増収及び時間外勤務手当の縮減等に取り組む。	ア 人件費比率の目標を引き続き設定し、医療の質の向上や医療安全の確保などに十分配慮したうえで、診療収入の増収及び時間外勤務手当の縮減等に取り組む。	ア 市立病院及び京北病院の着実な運営により診療収入の増収に努め、市立病院における人件費率については目標を達成することができたが、退職金額が年度当初の予想より増額となるなどの要因により、京北病院では、目標達成に至らなかった。また、8月に策定した「時間外勤務の縮減に関する地方独立行政法人京都市立病院機構指針」に基づき、時間外勤務時間数の縮減に向けた取組を進めた。								
【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	【関連する数値目標】	
項目	市立病院	項目	市立病院	項目	市立病院	項目	市立病院	項目	市立病院	
人件費比率	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	人件費比率	平成 21 年度実績	平成 23 年度目標	人件費比率	平成 22 年度実績	平成 23 年度実績	平成 23 年度実績	
	64.4%	53.9%		64.4%	56.1%		( ) は年度目標	( ) は年度目標	( ) は年度目標	
	京北病院	京北病院		京北病院	京北病院		61.6%	56.1%	(56.1%)	
	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標		平成 21 年度実績	平成 23 年度目標		平成 22 年度実績	平成 23 年度実績	(56.1%)	
	83.8%	75.0%		83.8%	81.3%		86.0%	84.2%	(81.3%)	
(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）		(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）		(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）		(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）		(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）		
イ 診療材料等の調達においては、特別目的会社（以下「SPC」という。）に卸業者との価格交渉等を行わせることにより、民間のノウハウを活用する。併せて、法人において、その内容を適切にチェックすることで、安定的に診療材料等を確保するとともに、材料費の節減を図る。		イ 診療材料等の調達においては、SPCに全国の取引実態を踏まえた卸業者との価格交渉等を行わせることにより、多くの病院における調達の実績を有するSPCの協力企業のノウハウを活用する。併せて、法人において、その内容を適切にチェックすることで、安定的に診療材料等を確保するとともに、材料費の節減を図る。		イ 材料費の節減については、診療材料について、削減効果が大きいと見込まれる分野から、順次、SPCに価格交渉を行わせ、院内委員会でその効果を検証した。医薬品については、暫定価格で調達を行い、価格交渉を踏まえ、値引き後の単価を遡って適用することとしており、一定の経費節減が図れた。また、検査試薬についても、SPCと意見交換しつつ情報共有を行い、ベンチマークなどの指標により適切な購入価格の協議を綿密に行った。		1	B			

ウ 医療上の必要や医療安全に配慮しながら、医薬品の採用品目数の縮減や、後発医薬品の採用品目数の増加に取り組み、材料費の節減を図る。

【関連する数値目標】

項目	市立病院	
	平成21年度実績	平成26年度目標
医薬品採用品目数	1,452 品目	1,200 品目
後発医薬品採用品目率	11.1%	30.0%
項目	京北病院	
平成21年度実績	平成26年度目標	
医薬品採用品目数	731 品目	600 品目
後発医薬品採用品目率	7.3%	30.0%

ウ 医療上の必要や医療安全に配慮しながら、医薬品の採用品目数の縮減や、後発医薬品の採用品目数の増加に取り組み、材料費の節減を図る。

【関連する数値目標】

項目	市立病院	
	平成21年度実績	平成23年度目標
医薬品採用品目数	1,452 品目	1,350 品目
後発医薬品採用品目率	11.1%	15.0%
項目	京北病院	
平成21年度実績	平成23年度目標	
医薬品採用品目数	731 品目	670 品目
後発医薬品採用品目率	7.3%	15.0%

ウ 市立病院、京北病院による医薬品の共同調達の仕組み等を活用し、両病院において採用医薬品の縮減と後発医薬品の採用品目数の増加を図り、材料費の節減に取り組んだ。市立病院、京北病院共に、医薬品採用品目数と後発医薬品採用品目率について、年度目標を達成した。

項目	市立病院	
	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標
医薬品採用品目数	1,411 品目	1,344 品目 (1,350 品目)
後発医薬品採用品目率	12.2%	16.2% (15.0%)
項目	京北病院	
	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標
医薬品採用品目数	692 品目	651 品目 (670 品目)
後発医薬品採用品目率	7.8%	16.4% (15.0%)

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 収益的収支の改善

##### (3) 運営費交付金

中期目標	(1) 法人全体及び各病院単位ともに、経常収支で単年度黒字基調を維持すること。そのため、収益確保の観点から、病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。 また、適切な未収金対策を行うこと。 (2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。 (3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てことができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の節減にも努め、運営費交付金については、政策医療を着実に実施することにより不採算となる金額を受け入れることとする。  本計画に計上する運営費交付金の内訳は、感染症医療、災害時医療、救急医療等の政策医療に係る経費及び高度医療等の不採算経費について、国が定めた地方公営企業繰出金に関する基準に準じたものとする。  運営費交付金の考え方は、上記基準と同様である。  建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当する運営費交付金については、料金助成のための運営費交付金とする。	政策医療を着実に実施する一方、それらに係る経費の節減にも努め、運営費交付金については、政策医療を着実に実施することにより不採算となる金額を受け入れることとする。  本計画に計上する運営費交付金の内訳は、感染症医療、災害時医療、救急医療等の政策医療に係る経費及び高度医療等の不採算経費について、国が定めた地方公営企業繰出金に関する基準に準じたものとする。  運営費交付金の考え方は、上記基準と同様である。  建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当する運営費交付金については、料金助成のための運営費交付金とする。	政策医療の着実な実施に当たり、不採算となる金額を運営費交付金として受け入れた。また、それらに係る経費の節減にも努めた。	1	B					

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 収益的収支の改善

(4) その他

中期目標	<p>(1) 法人全体及び各病院単位ともに、経常収支で単年度黒字基調を維持すること。そのため、収益確保の観点から、病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。 また、適切な未収金対策を行うこと。</p> <p>(2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。</p> <p>(3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てことができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。</p>
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
中間決算を踏まえた経営分析を実施するとともに、部門別収支の管理・分析手法の導入を段階的に進め、より的確な経営判断を行っていく。	中間決算を踏まえた経営分析を実施するとともに、部門別収支の管理・分析手法を検討し、一部試行することにより、より的確な経営判断に資することとする。	理事会において、中間決算を含む上半期の経営状況の説明を行った。部門別収支の管理、分析手法については、経営支援を業務委託しているS P Cと協議を行い、導入に向けた検討を行った。	1	B					

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

2 安定した資金収支の実現

中期目標	京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営することができるよう、計画的な設備投資及び職員採用を行うこと。						
中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
1に記載した取組に加え、4年間の設備投資計画に基づく投資や、計画的な職員採用を行うことにより、京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営する。	1に記載した取組に加え、中期計画の期間である4年間の設備投資計画に基づく投資や、計画的な職員採用を行うことにより、設備投資に係る京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営する。	京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営した。	1	B			

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 3 経営機能の強化

中期目標	(1) 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。 (2) 職員一人一人が経営感覚を持って担当業務を遂行できるよう、適切な目標の付与とその達成度の評価を行うこと。						委員会の評価		
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価			
業務の実績状況等及び評価の判断基準		ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等			
(1) 診療報酬の改定や患者の動向を踏まえた機動的な対応を行うため、経営企画機能を強化する。また、理事長の決定を補佐する理事会を定期的に開催するとともに、理事の役割分担を明確にしたうえで、迅速かつ適切な意思決定を行う。 (2) 職員一人一人が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長等の管理監督職員がリーダーシップを發揮し、職員に適切な目標を付与するとともに、目標達成度の評価を行う。	(1) 診療報酬の改定や患者の動向を踏まえた機動的な対応を行うため、経営企画局を設置するなど経営企画機能を強化する。また、理事長の決定を補佐する理事会を定期的に開催するとともに、理事の役割分担を明確にしたうえで、迅速かつ適切な意思決定を行う。 (2) 職員一人一人が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長及び院長等の管理監督職員がリーダーシップを發揮し、職員に適切な目標を付与するとともに、目標達成度の評価を行う。	(1) 法人の設立を機に、法人業務全体の経営管理を担う部門として経営企画局を設置した。また、法人の意思決定を慎重かつ適切に行うため、地方独立行政法人京都市立病院機構定款に基づき理事会を設置のうえ、概ね月1回開催（年間9回開催）し、毎月の法人の経営状況等について議論を行った。 加えて、法人の経営、運営方針等について、常勤の役員が協議、確認する場として常任理事者会議を毎月2回開催し、理事会の議を経る事項等について報告、議論を行い、理事会での迅速かつ適切な意思決定につなげてきた。 (2) 経営企画会議など院内各種委員会において、病院の経営、運営状況や問題点等について報告、議論を実施し、情報の共有やコミュニケーションの活性化に努めた。 また、各診療科、医療技術職各部門、看護科等に対して年度目標に係る理事長ヒアリングを実施し、平成23年度の目標、目標達成に向けた取組や課題を共有するとともに、併せて、理事長から、直接、経営・運営方針を伝達することで、計画的な業務の推進、職員の意識の向上を図った。	1	B					

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 4 資産の有効活用

中期目標	建物や医療機器などへの設備投資を行う際には、目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、その目的や目標の達成状況を常に検証しつつ、資産を有効に活用すること。また、すべての資産について遊休化を回避し、有効に活用すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
建物や医療機器などへの設備投資については、あらかじめその目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、結果については法人内の専門委員会において評価を行う。また、すべての資産の活用状況を定期的に検証することにより、資産の遊休化を回避し、資産の有効活用を図り、効率的かつ効果的な病院運営に努める。	建物や医療機器などへの設備投資については、あらかじめその目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、結果については法人内の専門委員会において評価を行う。また、すべての資産の活用状況を定期的に調査して検証することにより、資産の遊休化を回避し、資産の有効活用を図り、効率的かつ効果的な病院運営に努める。	医療機器（原則500万円以上の機器）については、購入後、十分な費用対効果を上げているかどうかについて、使用状況の調査を定期的に行っており、平成23年度も調査を実施した。また、平成23年度に実施した医療機器整備支援業務の成果物（整備計画案）を参考に、平成24年度の医療機器整備計画の策定に向けた取組を進めた。同計画の策定に当たっては、機器の費用対効果や病院経営への貢献度等を踏まえ、優先度の高いものから購入決定していくことを基本方針としている。そのほか、引き続き、公募により院内に自動販売機を設置するなどして、使用料収入を確保し、法人が保有する資産の有効利用を図った。	1	B			

#### 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 1 市立病院整備運営事業の推進

中期目標	<p>(1) 救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充する市立病院整備運営事業を推進し、更なる医療機能の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑制を図り、従来手法と比べての経費削減効果を確保すること。</p> <p>(3) 法人から医療周辺業務を受託し、実施する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）との適切な協働関係を構築すること。また、ＳＰＣが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬の増大につなげること。</p> <p>(4) モニタリングは、効率的で実効性のあるものとし、ＳＰＣの業務遂行状況を確実に確認し、評価すること。</p>
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
(1) 北館の建替え及び本館の改修を行うとともに、救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充し、更なる医療機能の充実・強化を図る市立病院整備運営事業を着実に推進し、平成25年4月に新館での診療を開始し、平成26年7月にすべての施設整備工事を完了する。	(1) 北館の建替え及び本館の改修を行うとともに、救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充し、更なる医療機能の充実・強化を図る市立病院整備運営事業について、ＳＰＣと詳細な内容を協議したうえで、新館、本館（改修）をはじめ、職員宿舎・院内保育所その他付帯施設の実施設計を確定させるとともに、新館の建築工事に着手する。	(1) 病院職員の意見を取り入れつつ、今後の市立病院にふさわしい設計内容となるようＳＰＣと協議を重ね、平成23年5月に計画に掲げる機能を備えた新館及び付帯施設を、同年6月に職員宿舎、院内保育所の実施設計を完了した。また、新館新築工事にも同年5月に着手した（平成24年3月末現在進捗率28.1%）。一方、本館（改修）の実施設計については、実地調査を踏まえた設計協議をＳＰＣと行った。					
(2) また、平成22年1月に締結したＳＰＣとの市立病院整備運営事業の事業契約に基づき、平成25年4月からは、市立病院が個別に委託している医療周辺業務、維持管理業務などをＳＰＣに包括して委託し、ＳＰＣによるトータルでのマネジメントの下に業務間の連携を強化することで、効率的な病院運営を目指すとともに、患者サービスの向上を図る。	(2) 医療周辺業務及び維持管理業務については、平成25年4月からＳＰＣにより円滑に業務を開始できるよう、引き続き、業務仕様書等についてＳＰＣ及び協力企業と協議、検討を行う。	(2) 医療周辺業務及び維持管理業務については、随時、ＳＰＣによる現場調査や職員へのヒアリングを行うとともに、ワーキンググループ等で当該業務に関係する病院職員とＳＰＣで業務内容について詳細な協議を進めた。					
(3) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑制を図る。	(3) 医薬品等の調達業務について、ＳＰＣに十分な価格交渉を行わせるとともに、同種同効品の集約や切替え等について提案を求める、価格削減を図る。	(3) 医薬品等の調達業務について、診療材料については、削減効果が大きいと見込まれる分野から、順次、ＳＰＣに価格交渉を行わせ、院内委員会でその効果を検証した。医薬品についても、価格交渉、同種同効品の集約や切替え等により価格削減に努め、検査試薬についても、ＳＰＣと意見交換しつつ情報共有を行い、ベンチマークなどの指標により適切な購入価格の協議を綿密に行った。	1	B			
また、医療周辺業務を受託し、実施するＳＰＣとの適切な協働関係を構築し、また、ＳＰＣが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬の増大につなげる。	また、ＳＰＣが行う病院経営・運営に関する調査分析の結果や報告などを踏まえ、診療報酬の積極的取得、人間ドックの検査項目の拡充による利用の拡大などにより収益の増大につなげる。	また、ＳＰＣが行う病院経営・運営に関する調査分析の結果や報告などを踏まえ、診療報酬の積極的取得、人間ドックの検査項目の拡充による利用の拡大などにより収益の増大につなげる。					
(4) 効率的で実効性のあるモニタリングを担保するため、事業者によるセルフモニタリングを義務付けるとともに、法人として設置するモニタリングのための委員会において、ＳＰＣの業務遂行状況の確認、評価を確実に行う。	(4) 効率的で実効性のあるモニタリングを担保するため、ＳＰＣに対し、的確なセルフモニタリングを行わせる。	(4) 市立病院整備運営事業の進捗状況については、ＳＰＣによるセルフモニタリングとして、実施計画書に基づき、業務ごとの業務報告書（日報、月報等）の作成、提出が行われ、その内容の確認を行った。また、毎月1回、院内に設置した「モニタリング結果評価小委員会」を開催し、ＳＰＣの提供する各種サービスの水準を評価することで、サービスレベルの検証を行った。					

#### 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 2 コンプライアンスの確保

中期目標	(1) 関係法令や病院内のルールを遵守することはもとより、法令等の目的や趣旨に立ち返り、点検と確認を行い、病院内のルールに不備や無駄があれば、速やかに改善すること。 (2) そのため、研修の実施等により役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックが機能する仕組みの構築によりコンプライアンスの確保を図ること。						委員会の評価	
	中期計画	年度計画	法人の自己評価			評価の判断理由、コメント等		
			業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	
(1) 医療法をはじめとする国の法令並びに京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例をはじめとする法人に適用される京都市の例規を遵守する。これを実現するため、関係法令等の改廃、社会情勢の変化等に応じて、病院内ルールの点検、確認を行い、不備や無駄があれば速やかに改善する。 (2) コンプライアンス推進指針を策定し、役職員に対し研修を実施する。 京都市情報公開条例の遵守を通じて情報の公開に適切に対応する。 法人内部におけるコンプライアンス確保の仕組みが最大限機能するよう、理事会の適正な運営に係る規程、監事による監査の適正な実施に係る規程を整備し、着実に実施する。また、法人外からのチェックを可能とするため、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられない法人の会計規程や契約規程、理事会の開催状況、監事の監査の結果等についても法人のホームページを通じて公開する。	(1) 医療法をはじめとする国の法令並びに京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例をはじめとする法人に適用される京都市の例規を遵守する。これを実現するため、関係法令等の改廃、社会情勢の変化等に応じて、病院内ルールの点検、確認を行い、不備や無駄があれば速やかに改善する。 (2) コンプライアンス推進指針を策定し、役職員に対し研修を実施する。 京都市情報公開条例の遵守を通じて情報の公開に適切に対応する。 法人内部におけるコンプライアンス確保の仕組みが最大限機能するよう、次に掲げる規程の整備や体制の確立を行い、法令及び院内ルールの遵守の徹底を図る。 ① 理事会の適正な運営に係る規程、監事による監査の適正な実施に係る規程を整備する。 ② コンプライアンス担当理事を定め、統括監察員を兼ねさせるとともに、各部署の所属長を監察員とする監察体制を構築する。 ③ コンプライアンス研修を実施する。 また、法人外からのチェックを可能とするため、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられない法人の会計規程や契約規程、理事会の開催状況、監事の監査の結果等についても法人のホームページを通じて公開する。	(1) 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人設立に伴い、法人の運営等に係る各種内部規程を整備し、適正に運用した。京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例についても、京都市の担当部署との協議の下、各条例上の実施機関として、公文書公開請求（3件）や個人情報開示請求（1件）に適正に対応した。 (2) 平成23年5月には、地方独立行政法人京都市立病院機構職員コンプライアンス推進指針を策定し、職員全員に周知した。京都市情報公開条例に基づく公文書の公開については、前項の記載のとおり、当該条例に基づく手続を適正に進めた。 また、法人内部におけるコンプライアンス確保に向け、次に掲げる規程の整備等を行い、法令及び院内ルールの遵守の徹底を図る仕組みの構築に着手した。 ア 地方独立行政法人京都市立病院機構理事会規程及び監査規程を制定（平成23年4月） イ 平成23年4月1日の理事会においてコンプライアンス担当理事（統括監察員兼務）を指名、各部署の所属長を監察員とする監察体制を構築（同年5月策定のコンプライアンス推進指針にも明記） ウ 役職員を対象にコンプライアンス研修を実施（平成24年3月） (3) 会計規程や契約規程など、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられない規程類についても、理事会の議を経るなど適正な手続を踏んだ後、外部からのチェックを可能とするため、積極的に公開するとともに、理事会の開催概要（第1～9回）等についても公開した。	2	B				

#### 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 3 戰略的な広報とわかりやすい情報の提供

中期目標	(1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。 (2) 医療の質や経営に関する指標について具体的な数値目標を定め、その実績の経年変化や達成度、他の類似医療機関との比較等により、正確で分かりやすい情報を提供すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
(1) 市民に対して、医療サービスや法人の運営状況に係る情報等を、わかりやすくお知らせするために、ホームページに掲載する情報の充実・整理を行う。また、関係医療機関等については、訪問活動の実施により、病院の診療内容の周知にとどまらない、両者の連携の強化を図るなど、目的や対象に応じた広報活動を展開する。 (2) 中期計画に定めた医療の質や経営に関する指標について、実績の経年変化や目標の達成度を明示し、他の類似医療機関との比較等に基づく分析を行うなど、正確で分かりやすい情報を提供する。 (3) 職員が中期目標を達成するために必要な業務改善を適切に行うことや業務改善に係る意欲を向上させるため、病院経営に関する情報、課題等を適切に職員に情報発信することにより、情報の共有を図るとともに、個々の職員に法人の運営状況を正確に理解させ、法人の意思に沿った適切な行動に結びつける。	(1) 市民に対して、医療サービスや法人の運営状況に係る情報等を、わかりやすくお知らせするために、法人の設立を機にホームページを一新し、ホームページに掲載する情報の充実・整理を行う。また、関係医療機関等については、訪問活動の実施により、病院の診療内容の周知にとどまらない、両者の連携の強化を図るなど、目的や対象に応じた広報活動を展開する。 (2) 中期計画に定めた医療の質や経営に関する指標について、実績の経年変化や目標の達成度を明示し、他の類似医療機関との比較等に基づく分析を行うなど、正確で分かりやすい情報を提供する。 (3) 職員が中期目標を達成するために必要な業務改善を適切に行うことや業務改善に係る意欲を向上させるため、病院経営に関する情報、課題等を、管理職員を通じる手法や直接個々の職員にメール等を通じて周知するなどの手法により適切に職員に伝えることにより、情報の共有を図るとともに、個々の職員に法人の運営状況を正確に理解させ、法人の意思に沿った適切な行動に結びつける。	(1) 法人設立に併せ、ホームページを一新し、理事会の開催概要、職員採用情報、イベント等、法人の運営状況に係る情報を適宜掲載・更新し、市民に対して分かりやすい情報の提供に努めた。 平成23年1月からは、市立病院周辺の医療機関への訪問活動を開始した。平成23年度については、医療機関等への訪問活動(105機関)や医療機関等との当院での面接(67機関)の実施を通じて、医療機関相互の連携を図った。 (2) 経営指標を活用した分析については、市立病院経営企画会議において、実績の経年変化や目標達成の状況の報告及びDPCを用いた類似施設との比較を行うなど、正確で分かりやすい情報の提供に努めた。 また、医療の質の向上を図る取組としては、(社)日本病院会が実施する「QI(クオリティ・インディケーター)推進事業」の協力施設に市立病院が選定され、当該医療の質に関する指標に基づく実績を定期的に取りまとめ、報告してきた。 (3) 前述の経営企画会議では、病院経営に関する報告、議論を実施するとともに、SPCによる月次の経営報告資料を職員に周知し、情報共有を図った。 また、各診療科、医療技術職各部門、看護科等に対して年度目標に係る理事長ヒアリングを実施し、本年度の目標、目標達成に向けた取組や課題の共有を図った。	1	B					

#### 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 4 個人情報の保護

中期目標	すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。特に、電子カルテなどの電子情報については、大量かつ迅速に処理が可能であり、また、加工、編集、複製等が容易であるという特徴があり、漏えい等が生じた場合の影響が大きいことから、厳格な管理を行うこと。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させるため、個人情報保護についての研修を定期的に実施する。個人情報を物理的に保護するため、記録媒体の持ち出し制限の徹底や、サーバ室の入退室記録の管理などを引き続き徹底する。また、法人は京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の保護に関し、京都市と同様の必要な措置を講じることとする。	<p>すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させるため、個人情報保護についての研修を定期的に実施する。電子カルテシステム内の診療情報については、個人情報の取り出し制限等を徹底するとともに、情報漏えいの原因となり得る小型大容量記録媒体については、病院が管理する貸出用USBメモリに限定する。サーバ室への入退室記録の管理の継続実施などにより、サーバ室の入退室管理を引き続き徹底する。</p> <p>また、法人は京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の保護に関し、京都市と同様の必要な措置を講じることとする。</p>	<p>医療機関において取り扱う個人情報は、住所、氏名、生年月日という基本情報だけでなく、病状、病歴といった、取扱いに特に注意を要する情報が多く含まれるため、職員は、個人情報の取扱いについて、日々細心の注意を払い業務を行う必要がある。</p> <p>このため、職員及び委託事業者を対象に、個人情報に関する研修を年間2回実施し、個人情報保護の重要性に関する意識を高め、個人情報取扱事務の適切な執行を図った。また、京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の開示に向けた手続を適正に進め、1件の開示決定を行った。</p> <p><b>【参考】研修実施状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回（平成23年11月25日実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題：個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱い（収集、利用、提供等）について</li> <li>・受講者数：計63名 ※うち 委託事業者数5社（17名）</li> </ul> </li> <li>○第2回（平成24年3月19日実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題：宇治市住民情報流出事件を経験して</li> <li>・受講者数：計75名 ※うち 委託事業者数4社（19名）</li> </ul> </li> </ul> <p>電子カルテシステム内の診療情報については、個人情報の取り出し件数等を把握するなど、厳格な情報管理を行った。また、貸出用USBメモリについて、貸出前研修を実施し、利用予定者に対し個人情報保護の重要性や小型大容量記録媒体の使用に当たっての注意点を重ねて周知するとともに、サーバ室への入退室管理を徹底した。</p> <p><b>【参考】USBメモリ貸出前研修</b>  計10回実施、受講者数39名(10回、79人)  ※()内は平成22年度実績</p>	1	B			

#### 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

##### 5 関係機関との連携

中期目標	(1) 医療の提供に当たっては、健康危機事案、地域保健の推進又は救急搬送を担う京都市の各部局との連携を密にすること。 (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院、広域的な医療を担う医療機関及び国の機関との連携を図ること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価				委員会の評価			
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等		
(1) 医療の提供に当たっては、京都市の保健衛生担当部局、消防局等との連携を密にし、健康危機事案への対応、地域保健の推進又は救急搬送受入れを積極的かつ的確に行う。 (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院その他の市内主要病院、広域的な医療を担う医療機関、国及び京都府との連携を図る。 (3) 新たな医薬品・医療機器等の開発に当たって必要となる、臨床試験に関する資料の収集に可能な限り協力するとともに、医学の発展に必要な新たな治療法の開発や既存の治療法の検証に協力する。	(1) 医療の提供に当たっては、京都市の保健衛生担当部局、消防局等との連携を密にし、新興感染症の流行等の健康危機事案への対応、地域保健の推進又は救急搬送受入れを積極的かつ的確に行う。 (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院その他の市内主要病院、広域的な医療を担う医療機関、国及び京都府との連携を図る。 (3) 新たな医薬品・医療機器等の開発に当たって必要となる、臨床試験に関する資料の収集に可能な限り協力するとともに、市立病院本館の改修において治験管理室の新設を盛り込んだ実施設計を確定させる。また、医学の発展に必要な新たな治療法の開発や既存の治療法の検証に協力する。	(1) 消防局と市立病院との間で、「救急医療懇話会」を2回（毎年）開催し、救急医療に係る意見、情報交換を行うなど、京都市の担当部局と連携した取組を行った。また、新型感染症の発生時には、直ちに感染症外来を設置し、患者を受け入れられるよう仮設診療棟の維持に努めた。 (2) 大規模な健康危機事案等が発生した際には、必要に応じて関係部局と連携して取組を行うこととしているが、本年度に概要事案は発生しなかった。 (3) 治験（3件）や製造販売後調査（55件）の実施により、臨床試験に関する資料の収集に継続して協力した。治験管理室の設置に向けた本館（改修）の実施設計については、実地調査を踏まえた設計協議をS P Cと行った。 また、倫理委員会において、新たに導入する治療法等について議論を実施した（9回開催、承認25件）。	1	B					

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置  
6 地域環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

中期目標	温室効果ガス及び有害物質の排出抑制、廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進など、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効な活用に取り組むことにより、持続可能な社会の形成に寄与すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価			委員会の評価		
		業務の実績状況等及び評価の判断基準	ウェイト	評価	ウェイト	評価	評価の判断理由、コメント等
地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組み、廃棄物については、分別の徹底やリサイクルの推進により減量に努め、省資源・省エネルギーについては、高効率機器の導入、自然エネルギーの積極利用、機器の効率的な運転管理の実施等により資源・エネルギー消費量の削減を図る。 (1) 温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、京都市地球温暖化対策条例に基づき、環境マネジメントシステムの導入等の取組により、単位床面積当たりの排出量を削減する。 (2) 廃棄物の減量 廃棄物については、市立病院の新館の整備等に伴う手術室、救急科処置室、集中治療室等の拡大による急性期医療の増加により、総量は増加するが、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、分別の更なる徹底とリデュース、リユース、リサイクルの更なる推進等により、単位床面積当たりの事業系一般廃棄物の排出量を平成21年度より2%削減する。 (3) 省資源・省エネルギーの推進 エネルギーについては、市立病院の新館の整備等による施設の大規模化と診療設備等の高度化により、総量は増加するが、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、設備機器の高効率化や適切な運転管理等により、単位床面積当たりのエネルギー消費量を平成21年度より2%削減する。	<p>地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組み、廃棄物については、分別の徹底やリサイクルの推進により減量に努め、省資源・省エネルギーについては、高効率機器の導入、自然エネルギーの積極利用、機器の効率的な運転管理の実施等により資源・エネルギー消費量の削減を図る。</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガスについては、市立病院について、京都市地球温暖化対策条例に基づき、環境マネジメントシステムの導入準備等の取組により、単位床面積当たりの排出量を平成21年度より2%削減する。</p> <p>(2) 廃棄物の減量 廃棄物については、市立病院について、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、分別の更なる徹底とリデュース、リユース、リサイクルの更なる推進等により、単位床面積当たりの事業系一般廃棄物の排出量を平成21年度より2%削減する。</p> <p>(3) 省資源・省エネルギーの推進 エネルギーについては、市立病院について、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、設備機器の高効率化や適切な運転管理等により、単位床面積当たりのエネルギー消費量を平成21年度より2%削減する。</p>	<p>(1) 温室効果ガスの排出抑制については、前年度比で削減を実現したが、冬季の気温低下による暖房運転時間の増加や手術件数の増加によるボイラの運転時間の増加に伴い、結果として計画目標の達成には至らなかった。</p> <p>(2) 廃棄物の減量については、分別の徹底やリサイクル等に継続して取り組むことにより、計画目標を達成することができた。</p> <p>(3) 省資源・省エネルギーの推進については、東日本大震災の発生に伴う節電要請を受け、共用場所の照明の間引きや消灯、空調の設定温度の管理を行った。そのほか、本館吹抜けのトップライト全面によしを掛け、直射日光を遮断することにより、空調負荷の軽減を図るなど、医療行為に影響のない範囲で積極的な節電対策に取り組んだ。</p> <p>これらの取組により、エネルギー消費量を前年度並みに抑えることができたが、温室効果ガス排出量の場合と同様の要因により、計画目標の達成には至らなかった。</p>	1	B			

項目	平成22年度実績	平成23年度実績 ( ) は年度目標
単位床面積当たりの温室効果ガス排出量 [CO <sub>2</sub> 換算 kg/m <sup>2</sup> ]	156.8	152.4 (149.7)
単位床面積当たりの事業系一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	10.37	10.79 (10.79)
単位床面積当たりのエネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3,648	3,666 (3,334)

【関連する数値目標】 (市立病院)			【関連する数値目標】 (市立病院)		
項目	平成21年度実績	平成26年度目標	項目	平成21年度実績	平成23年度目標
単位床面積当たりの温室効果ガス排出量 [ CO2 換算 kg/m <sup>2</sup> ]	152.8	145.2	単位床面積当たりの温室効果ガス排出量 [ CO2 換算 kg/m <sup>2</sup> ]	152.8	149.7
単位床面積当たりの事業系一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	11.01	10.48	単位床面積当たりの事業系一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	11.01	10.79
単位床面積当たりのエネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3,402	3,232	単位床面積当たりのエネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3,402	3,334

## 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

## 第6 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 限度額 1, 650, 000千円	1 限度額 1, 650, 000千円	短期の借入れは行わなかった。
2 想定される短期借入金の発生理由 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	2 想定される短期借入金の発生理由 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	

## 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

## 第8 余剰金の用途

中期計画	年度計画	実績
病院施設の整備及び医療機器等の購入に充てる。	病院施設の整備及び医療機器等の購入に充てる。	平成23年度は、剩余が生じたため、平成24年度以降における病院施設の整備及び医療機器等の購入に充てるため、積立てを行う予定としている。 【参考】 平成23年度純損益：507百万円

## 第9 地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

中期計画	年度計画	実績																		
1 施設及び設備に関する計画  <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>予 定 額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設、医療機器等整備</td> <td>総額 12,700 百万円</td> <td>京都市からの長期借入金等</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	予 定 額	財 源	病院施設、医療機器等整備	総額 12,700 百万円	京都市からの長期借入金等	1 施設及び設備に関する計画  <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>予 定 額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設、医療機器等整備</td> <td>総額 4,322 百万円</td> <td>京都市からの長期借入金等</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	予 定 額	財 源	病院施設、医療機器等整備	総額 4,322 百万円	京都市からの長期借入金等	1 施設及び設備に関する計画  <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設及び設備の内容</th> <th>決 算 額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院施設、医療機器等整備</td> <td>2,749 百万円</td> <td>京都市からの長期借入金等</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び設備の内容	決 算 額	財 源	病院施設、医療機器等整備	2,749 百万円	京都市からの長期借入金等
施設及び設備の内容	予 定 額	財 源																		
病院施設、医療機器等整備	総額 12,700 百万円	京都市からの長期借入金等																		
施設及び設備の内容	予 定 額	財 源																		
病院施設、医療機器等整備	総額 4,322 百万円	京都市からの長期借入金等																		
施設及び設備の内容	決 算 額	財 源																		
病院施設、医療機器等整備	2,749 百万円	京都市からの長期借入金等																		
2 人事に関する計画 医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。	2 人事に関する計画 医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。	2 人事に関する計画 平成23年度は、地方独立行政法人制度の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれない、時機に応じた法人の体制強化に努めた。具体的には、医師や看護師をはじめとする職員の年度途中採用を実施するとともに、医療ソーシャルワーカー（MSW）や言語聴覚士を初めて採用（各1名）するなど、採用職種の決定を弾力的に行った。																		